

令和7年版 土地家屋調査士六法

追録Ⅱ

 東京法経学院

法改正・追加情報

本追録は、「令和7年版土地家屋調査士六法」の編集基準日である令和6年9月1日以降、令和7年4月2日～令和8年4月1日（令和8年度土地家屋調査士試験の法令基準日）までの間に施行された収録法令等の改正を対象としています。

なお、令和7年4月1日（令和7年度土地家屋調査士試験の法令基準日）までの間に施行された収録法令等の改正につきましては、「令和7年版土地家屋調査士六法 追録」をご参照ください。

※下線部分（ ）又は、全文が改正部分です。

※改正前・改正後の条文中、（省略）と記してあるのは、改正がないため省略している部分です。

民 法

該当頁	改正前	改正後
88頁 306条	第306条 （一般の先取特権） 次に掲げる原因によって生じた債権を有する者は、債務者の総財産について先取特権を有する。 一 共益の費用 二 雇用関係 <u>三 葬式の費用</u> <u>四 日用品の供給</u>	第306条 （一般の先取特権） 次に掲げる原因によって生じた債権を有する者は、債務者の総財産について先取特権を有する。 一 共益の費用 二 雇用関係 <u>三 子の監護の費用</u> <u>四 葬式の費用</u> <u>五 日用品の供給</u>
308条	新 設 追加	第308条の2 （子の監護費用の先取特権） <u>子の監護の費用の先取特権は、次に掲げる義務に係る確定期限の定めのある定期金債権の各期における定期金のうち子の監護に要する費用として相当な額（子の監護に要する標準的な費用その他の事情を勘案して当該定期金により扶養を受けるべき子の数に応じて法務省令で定めるところにより算定した額）について存在する。</u> 一 <u>第752条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務</u> 二 <u>第760条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務</u> 三 <u>第766条及び第766条の3（これらの</u>

		<u>規定を第749条、第771条及び第788条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護に関する義務</u> 四 第877条から第880条までの規定による扶養の義務
102頁 384条	第384条 （債権者のみなし承諾） 一～三（省略） 四 第1号の申立てに基づく競売の手続を取り消す旨の決定（民事執行法第188条において準用する同法第63条第3項若しくは第68条の3第3項の規定又は同法第183条第1項第5号の謄本が提出された場合における同条第2項の規定による決定を除く。）が確定したとき。	第384条 （債権者のみなし承諾） 一～三（省略） 四 第1号の申立てに基づく競売の手続を取り消す旨の決定（民事執行法第188条において準用する同法第63条第3項若しくは第68条の3第3項の規定又は同法第183条第1項第2号ニに掲げる文書が提出された場合における同条第2項の規定による決定を除く。）が確定したとき。
186頁 749条	第749条 （離婚の規定の準用） 第728条第1項、第766条から第769条まで、第790条第1項ただし書並びに第819条第2項、第3項、<u>第5項及び第6項</u>の規定は、婚姻の取消しについて準用する。	第749条 （離婚の規定の準用） 第728条第1項、第766条から第769条まで、第790条第1項ただし書並びに第819条第2項、第3項及び第5項から第7項までの規定は、婚姻の取消しについて準用する。
753条 754条	<u>第753条 削除</u> <u>第754条 （夫婦間の契約の取消権）</u> <u>夫婦間でした契約は、婚姻中、いつでも、夫婦の一方からこれを取り消すことができる。ただし、第三者の権利を害することはできない。</u>	削除 削除
187頁 765条	第765条 （離婚の届出の受理） ① 離婚の届出は、その離婚が前条において準用する第739条第2項の規定及び第819条第1項の規定その他の法令の規定に違反しないことを認めた後でなければ、受理することができない。 新設 追加	第765条 （離婚の届出の受理） ① 離婚の届出は、その離婚が前条において準用する第739条第2項の規定<u>その他の法令の規定に違反しないこと</u>及び夫婦間に成年に達しない子がある場合には<u>次の各号のいずれかに該当すること</u>を認めた後でなければ、受理することができない。 一 親権者の定めがされていること。

新 設 追加

②（省略）

766条

第766条（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）

- ① 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

②～④（省略）

新 設 追加

新 設 追加

二 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされていること。

②（省略）

第766条（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）

- ① 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者又は子の監護の分掌、父又は母と子との交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

②～④（省略）

第766条の2（審判による父母以外の親族と子との交流の定め）

- ① 家庭裁判所は、前条第2項又は第3項の場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときは、同条第1項に規定する子の監護について必要な事項として父母以外の親族と子との交流を実施する旨を定めることができる。

- ② 前項の定めについての前条第2項又は第3項の規定による審判の請求は、次に掲げる者（第2号に掲げる者にあつては、その者と子との交流についての定めをするため他に適当な方法がないときに限る。）がすることができる。

一 父母

二 父母以外の子の親族（子の直系尊属及び兄弟姉妹以外の者にあつては、過去に当該子を監護していた者に限る。）

第766条の3（子の監護に要する費用の分担の定めがない場合の特例）

- ① 父母が子の監護に要する費用の分担についての定めをすることなく協議上の離婚をした場合には、父母の一方であつて

768条	第768条（財産分与） ①（省略） ② 前項の規定による財産の分与について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処	<u>離婚の時から引き続きその子の監護を主として行うものは、他の一方に対し、離婚の日から、次に掲げる日のいずれか早い日までの間、毎月末に、その子の監護に要する費用の分担として、父母の扶養を受けるべき子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情を勘案して子の数に応じて法務省令で定めるところにより算定した額の支払を請求することができる。ただし、当該他の一方は、支払能力を欠くためにその支払をすることができないこと又はその支払をすることによってその生活が著しく窮迫することを証明したときは、その全部又は一部の支払を拒むことができる。</u> 一 <u>父母がその協議により子の監護に要する費用の分担についての定めをした日</u> 二 <u>子の監護に要する費用の分担についての審判が確定した日</u> 三 <u>子が成年に達した日</u> ② <u>離婚の日の属する月又は前項各号に掲げる日のいずれか早い日の属する月における同項の額は、法務省令で定めるところにより日割りで計算する。</u> ③ <u>家庭裁判所は、第766条第2項又は第3項の規定により子の監護に要する費用の分担についての定めをし又はその定めを変更する場合には、第1項の規定による債務を負う他の一方の支払能力を考慮して、当該債務の全部若しくは一部の免除又は支払の猶予その他相当な処分を命ずることができる。</u> 第768条（財産分与） ①（省略） ② 前項の規定による財産の分与について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処
------	---	--

	分を請求することができる。ただし、離婚の時から<u>2年</u>を経過したときは、この限りでない。 ③ 前項の場合には、家庭裁判所は、<u>当事者双方がその協力によって得た財産の額その他一切の事情を考慮して、分与をさせるべきかどうか並びに分与の額及び方法を定める。</u>	分を請求することができる。ただし、離婚の時から<u>5年</u>を経過したときは、この限りでない。 ③ 前項の場合には、家庭裁判所は、<u>離婚後の当事者間の財産上の衡平を図るため、当事者双方がその婚姻中に取得し、又は維持した財産の額及びその取得又は維持についての各当事者の寄与の程度、婚姻の期間、婚姻中の生活水準、婚姻中の協力及び扶助の状況、各当事者の年齢、心身の状況、職業及び収入その他一切の事情を考慮して、分与をさせるべきかどうか並びに分与の額及び方法を定める。</u> <u>この場合において、婚姻中の財産の取得又は維持についての各当事者の寄与の程度は、その程度が異なることが明らかでないときは、相等しいものとする。</u>
188頁 770条	第770条（裁判上の離婚） ①一～三（省略） <u>四 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき。</u> <u>五 その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき。</u> ② 裁判所は、前項第1号から第4号までに掲げる事由がある場合であっても、一切の事情を考慮して婚姻の継続を相当と認めるときは、離婚の請求を棄却することができる。	第770条（裁判上の離婚） ①一～三（省略） 削除 <u>四 その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき。</u> ② 裁判所は、前項第1号から第3号までに掲げる事由がある場合であっても、一切の事情を考慮して婚姻の継続を相当と認めるときは、離婚の請求を棄却することができる。
191頁 788条	第788条（認知後の子の監護に関する事項の定め等） 第766条の規定は、父が認知する場合について準用する。	第788条（認知後の子の監護に関する事項の定め等） 第766条から第766条の3までの規定は、父が認知する場合について準用する。
192頁 797条	第797条（15歳未満の者を養子とする縁組） ①②（省略） 新設 追加	第797条（15歳未満の者を養子とする縁組） ①②（省略） ③ <u>第1項の縁組をすることが子の利益のため特に必要であるにもかかわらず、養子となる者の父母でその監護をすべき者</u>

	新 設 追加	であるものが縁組の同意をしないときは、<u>家庭裁判所は、養子となる者の法定代理人の請求により、その同意に代わる許可を与えることができる。同項の縁組をすることが子の利益のため特に必要であるにもかかわらず、養子となる者の父母で親権を停止されているものが縁組の同意をしないときも、同様とする。</u> ④ 第1項の承諾に係る親権の行使について第824条の2第3項に規定する請求を受けた家庭裁判所は、<u>第1項の縁組をすることが子の利益のため特に必要であると認めるときに限り、同条第3項の規定による審判をすることができる。</u>
194頁 811条	第811条（協議上の離縁等） ①②（省略） ③ 前項の場合において、養子の父母が離婚しているときは、その協議で、その一方を養子の離縁後にその親権者となるべき者と定めなければならない。 ④ 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、同項の父若しくは母又は養親の請求によって、協議に代わる審判をすることができる。 ⑤⑥（省略）	第811条（協議上の離縁等） ①②（省略） ③ 前項の場合において、養子の父母が離婚しているときは、その協議で、その<u>双方又は一方</u>を養子の離縁後にその親権者となるべき者と定めなければならない。 ④ 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、同項の父若しくは母又は養親の請求によって、協議に代わる審判をすることができる。<u>この場合においては、第819条第7項の規定を準用する。</u> ⑤⑥（省略）
196頁 817条 の11	新 設 追加 新 設 追加	第3節／親の責務等 第817条の12（親の責務等） ① 父母は、子の心身の健全な発達を図るため、<u>その子の人格を尊重するとともに、その子の年齢及び発達の程度に配慮してその子を養育しなければならない、かつ、その子が自己と同程度の生活を維持することができるよう扶養しなければならない。</u> ② 父母は、婚姻関係の有無にかかわらず、<u>子に関する権利の行使又は義務の履行に</u>

新 設 追加

関し、その子の利益のため、互いに人格を尊重し協力しなければならない。

第817条の13（親子の交流等）

- ① 第766条（第749条、第771条及び第788条において準用する場合を含む。）の場合のほか、子と別居する父又は母その他の親族と当該子との交流について必要な事項は、父母の協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。
- ② 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、父又は母の請求により、同項の事項を定める。
- ③ 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、父又は母の請求により、前二項の規定による定めを変更することができる。
- ④ 前二項の請求を受けた家庭裁判所は、子の利益のため特に必要があると認めるときに限り、父母以外の親族と子との交流を実施する旨を定めることができる。
- ⑤ 前項の定めについての第2項又は第3項の規定による審判の請求は、父母以外の子の親族（子の直系尊属及び兄弟姉妹以外の者にあつては、過去に当該子を監護していた者に限る。）もすることができる。ただし、当該親族と子との交流についての定めをするため他に適当な方法があるときは、この限りでない。

818条

第818条（親権者）

- ① 成年に達しない子は、父母の親権に服する。
- ② 子が養子であるときは、養親の親権に服する。
- ③ 親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が

第818条（親権）

- ① 親権は、成年に達しない子について、その子の利益のために行使しなければならない。
- ② 父母の婚姻中はその双方を親権者とする。
- ③ 子が養子であるときは、次に掲げる者を親権者とする。

行う。

819条

第819条（離婚又は認知の場合の親権者）

- ① 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならない。
- ② 裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の一方を親権者と定める。
- ③ 子の出生前に父母が離婚した場合には、親権は、母が行う。ただし、子の出生後に、父母の協議で、父を親権者と定めることができる。
- ④ 父が認知した子に対する親権は、父母の協議で父を親権者と定めたときに限り、父が行う。
- ⑤（省略）
- ⑥ 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の親族の請求によって、親権者を他の一方に変更することができる。

新 設 追 加

一 養親（当該子を養子とする縁組が二以上あるときは、直近の縁組により養親となった者に限る。）

二 子の父母であって、前号に掲げる養親の配偶者であるもの

第819条（離婚又は認知の場合の親権者）

- ① 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その双方又は一方を親権者と定める。
- ② 裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の双方又は一方を親権者と定める。
- ③ 子の出生前に父母が離婚した場合には、親権は、母が行う。ただし、子の出生後に、父母の協議で、父母の双方又は父を親権者と定めることができる。
- ④ 父が認知した子に対する親権は、母が行う。ただし、父母の協議で、父母の双方又は父を親権者と定めることができる。
- ⑤（省略）
- ⑥ 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子又はその親族の請求によって、親権者を変更することができる。
- ⑦ 裁判所は、第2項又は前二項の裁判において、父母の双方を親権者と定めるかその一方を親権者と定めるかを判断するに当たっては、子の利益のため、父母と子との関係、父と母との関係その他一切の事情を考慮しなければならない。この場合において、次の各号のいずれかに該当するときその他の父母の双方を親権者と定めることにより子の利益を害すると認められるときは、父母の一方を親権者と定めなければならない。
 - 一 父又は母が子の心身に害悪を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - 二 父母の一方が他の一方から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を

	新 設 追加 <u>及ぼす言動（次項において「暴力等」という。）を受けるおそれの有無，第1項，第3項又は第4項の協議が調わない理由その他の事情を考慮して，父母が共同して親権を行うことが困難であると認められるとき。</u> <u>⑧ 第6項の場合において，家庭裁判所は，父母の協議により定められた親権者を変更することが子の利益のため必要であるか否かを判断するに当たっては，当該協議の経過，その後の事情の変更その他の事情を考慮するものとする。この場合において，当該協議の経過を考慮するに当たっては，父母の一方から他の一方への暴力等の有無，家事事件手続法による調停の有無又は裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第1条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。）の利用の有無，協議の結果についての公正証書の作成の有無その他の事情をも勘案するものとする。</u>
197頁 824条	新 設 追加 第824条の2（親権の行使方法等） <u>① 親権は，父母が共同して行う。ただし，次に掲げるときは，その一方が行う。</u> <u>一 その一方のみが親権者であるとき。</u> <u>二 他的一方が親権を行うことができないとき。</u> <u>三 子の利益のため急迫の事情があるとき。</u> <u>② 父母は，その双方が親権者であるときであっても，前項本文の規定にかかわらず，監護及び教育に関する日常の行為に係る親権の行使を単独ですることができる。</u> <u>③ 特定の事項に係る親権の行使（第1項ただし書又は前項の規定により父母の一方が単独で行うことができるものを除く。）について，父母間に協議が調わな</u>

	新 設 追加	い場合であつて、子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、父又は母の請求により、当該事項に係る親権の行使を父母の一方が単独ですることができる旨を定めることができる。 第824条の3 （監護者の権利義務） ① 第766条（第749条、第771条及び第788条において準用する場合を含む。）の規定により定められた子の監護をすべき者は、第820条から第823条までに規定する事項について、親権を行う者と同一の権利義務を有する。この場合において、子の監護をすべき者は、単独で、子の監護及び教育、居所の指定及び変更並びに営業の許可、その許可の取消し及びその制限をすることができる。 ② 前項の場合には、親権を行う者（子の監護をすべき者を除く。）は、子の監護をすべき者が同項後段の規定による行為をすることを妨げてはならない。
198頁 833条	第833条 （子に代わる親権の行使） 親権を行う者は、その親権に服する子に代わって親権を行う。	第833条 （子に代わる親権の行使） 父又は母が成年に達しない子であるときは、当該子について親権を行う者が当該子に代わって親権を行う。
226頁 969条	第969条 （公正証書遺言） ①一・二（省略） 三 公証人が、遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせ、又は閲覧させること。 四 遺言者及び証人が、筆記の正確なことを承認した後、各自これに署名し、印を押すこと。ただし、遺言者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。 五 公証人が、その証書は前各号に掲げる方式に従って作ったものである旨を	第969条 （公正証書遺言） ①一・二（省略） ② 前項の公正証書は、公証人法（明治41年法律第53号）の定めるところにより作成するものとする。 ③ 第1項第1号の証人については、公証人法第30条に規定する証人とみなして、同法の規定（同法第35条第3項の規定を除く。）を適用する。

969条 の2	<u>付記して、これに署名し、印を押すこと。</u> 第969条の2 （公正証書遺言の方式の特則） ① <u>ロがきけない者が公正証書によって遺言をする場合には、遺言者は、公証人及び証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、前条第2号の口授に代えなければならない。この場合における同条第3号の規定の適用については、同号中「口述」とあるのは、「通訳人の通訳による申述又は自書」とする。</u> ② <u>前条の遺言者又は証人が耳が聞こえない者である場合には、公証人は、同条第3号に規定する筆記した内容を通訳人の通訳により遺言者又は証人に伝えて、同号の読み聞かせに代えることができる。</u> ③ <u>公証人は、前二項に定める方式に従って公正証書を作ったときは、その旨をその証書に付記しなければならない。</u>	第969条の2 （公正証書遺言の方式の特則） ① <u>ロがきけない者が公正証書によって遺言をする場合には、遺言者は、公証人及び証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、前条第1項第2号の口授に代えなければならない。</u> 削除 ② <u>公証人は、前項に定める方式に従って公正証書を作ったときは、その旨をその証書に記載し、又は記録しなければならない。</u>
229頁 984条	第984条 （外国に在る日本人の遺言の方式） <u>日本の領事の駐在する地に在る日本人が公正証書又は秘密証書によって遺言をしようとするときは、公証人の職務は、領事が行う。この場合においては、第969条第4号又は第970条第1項第4号の規定にかかわらず、遺言者及び証人は、第969条第4号又は第970条第1項第4号の印を押すことを要しない。</u>	第984条 （外国に在る日本人の遺言の方式） <u>日本の領事の駐在する地に在る日本人が公正証書又は秘密証書によって遺言をしようとするときは、公証人の職務は、領事が行う。この場合においては、第970条第1項第4号の規定にかかわらず、遺言者及び証人は、同号の印を押すことを要しない。</u>

建物の区分所有等に関する法律（抄）

該当頁	改正前	改正後
241頁 5条	新設 追加	第5条の2（区分所有者の責務） <u>区分所有者は、第3条に規定する団体の構成員として、建物並びにその敷地及び附属施設（同条後段の場合にあつては、一部共用部分）の管理が適正かつ円滑に行われるよう、相互に協力しなければならない。</u>
6条	第6条（区分所有者の権利義務等） ①（省略） ② 区分所有者は、その専有部分又は共用部分を保存し、又は改良するため必要な範囲内において、他の区分所有者の専有部分又は自己の所有に属しない共用部分の使用を請求することができる。この場合において、他の区分所有者が損害を受けたときは、その償金を支払わなければならない。 ③（省略） 新設 追加 新設 追加	第6条（区分所有者の権利義務等） ①（省略） ② 区分所有者は、その専有部分又は共用部分を保存し、又は改良するため必要な範囲内において、他の区分所有者の専有部分若しくは自己の所有に属しない共用部分を使用し、又は自らこれらを保存することを請求することができる。この場合において、他の区分所有者が損害を受けたときは、その償金を支払わなければならない。 ③（省略） ④ <u>民法（明治29年法律第89号）第264条の8及び第264条の14の規定は、専有部分及び共用部分には適用しない。</u> 第6条の2（国内管理人） ① <u>区分所有者は、国内に住所又は居所（法人にあつては、本店又は主たる事務所。以下この項及び第3項において同じ。）を有せず、又は有しないこととなる場合には、その専有部分及び共用部分の管理に関する事務を行わせるため、国内に住所又は居所を有する者のうちから管理人を選任することができる。</u> ② <u>前項の規定により選任された管理人（次項及び第4項において「国内管理人」という。）は、次に掲げる行為をする権限</u>

		を有する。 一 保存行為 二 専有部分の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為 三 集会の招集の通知の受領 四 集会における議決権の行使 五 共用部分、建物の敷地若しくは共用部分以外の建物の附属施設につき他の区分所有者に対して負う債務又は規約若しくは集会の決議に基づき他の区分所有者に対して負う債務の弁済 ③ 区分所有者は、第1項の規定により国内管理人を選任した場合において、管理者があるとき、又は管理組合法人が存立するときは、遅滞なく、管理者又は管理組合法人に対し、国内管理人を選任した旨並びに国内管理人の氏名又は名称及び住所又は居所を通知しなければならない。 ④ 区分所有者と国内管理人との関係は、第2項に定めるもののほか、委任に関する規定に従う。
242頁 17条	第17条 （共用部分の変更） ① 共用部分の変更（その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。）は、<u>区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議で決する。ただし、この区分所有者の定数は、規約でその過半数まで減ずることができる。</u> ②（省略）	第17条 （共用部分の変更） ① 共用部分の変更（その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。<u>第5項において同じ。</u>）は、集会において、<u>区分所有者（議決権を有しないものを除く。以下この項及び第3項において同じ。）の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあっては、その割合以上）の者であつて議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあっては、その割合以上）を有するものが出席し、出席した区分所有者及びその議決権の各4分の3（これを下回る割合（2分の1を超える割合に限る。）を規約で定めた場合にあっては、その割合）以上の多数による決議で決する。</u>

新 設 **追加** (③～⑤)

② (省略)

③ 第1項の決議により共用部分の変更をする場合において、規約に特別の定めがあるときは、当該共用部分の変更に伴い必要となる専有部分の保存行為又は専有部分の性質を変えない範囲内においてその利用若しくは改良を目的とする行為（次項及び次条第4項において「専有部分の保存行為等」という。）は、集会において、区分所有者の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあっては、その割合以上）の者であつて議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあっては、その割合以上）を有するものが出席し、出席した区分所有者及びその議決権の各4分の3（これを下回る割合（2分の1を超える割合に限る。）を規約で定めた場合にあっては、その割合）以上の多数による決議で決することができる。

④ 前項の決議をする場合において、専有部分の保存行為等の態様又は費用の分担に関する事項を定めるときは、決議の対象となる専有部分の区分所有者の利用状況、当該専有部分の保存行為等について区分所有者が支払った対価その他の事情を考慮して、区分所有者間の利害の衡平が図られるようにしなければならない。

⑤ 共用部分の設置若しくは保存に瑕疵か
しがあることによつて他人の権利若しくは法律上保護される利益が侵害され、若しくは侵害されるおそれがある場合におけるその瑕疵かしの除去に関して必要となる共用部分の変更又は高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。）の移動若しくは施設の利用に係る身体負担を軽減することにより、その移動上若しくは施設の利用上

18条	第18条 (共用部分の管理) ①～③ (省略) 新 設 追 加 新 設 追 加 ④ 共用部分につき損害保険契約をすることは、共用部分の管理に関する事項とみなす。	<u>の利便性及び安全性を向上させるために必要となる共用部分の変更についての第1項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「4分の3」とあるのは、「3分の2」とする。</u> 第18条 (共用部分の管理) ①～③ (省略) ④ 第1項本文の決議により共用部分の管理をする場合において、規約に特別の定めがあるときは、当該共用部分の管理に伴い必要となる専有部分の保存行為等は、集会の決議で決することができる。 ⑤ 前条第4項の規定は、前項の決議について準用する。 ⑥ 共用部分につき損害保険契約をすることは、共用部分の管理に関する事項とみなす。
243頁 26条	第26条 (権限) ① 管理者は、共用部分並びに第21条に規定する場合における当該建物の敷地及び附属施設（次項及び第47条第6項において「共用部分等」という。）を保存し、集会の決議を実行し、並びに規約で定めた行為をする権利を有し、義務を負う。 ② 管理者は、<u>その職務に関し、区分所有者を代理する。第18条第4項（第21条において準用する場合を含む。）の規定による損害保険契約に基づく保険金額並びに共用部分等について生じた損害賠償金及び不当利得による返還金の請求及び受領についても、同様とする。</u>	第26条 (権限) ① 管理者は、共用部分並びに第21条に規定する場合における当該建物の敷地及び附属施設（次項において「共用部分等」という。）を保存し、集会の決議を実行し、並びに規約で定めた行為をする権利を有し、義務を負う。 ② 管理者は、その職務（第18条第6項（第21条において準用する場合を含む。）の規定による損害保険契約に基づく保険金並びに共用部分等について生じた損害賠償金及び不当利得による返還金（以下この条及び第47条において「保険金等」という。）の請求及び受領を含む。第4項において同じ。）に関し、区分所有者（保険金等の請求及び受領にあつては、保険金等の請求権を有する者（区分所有者又は区分所有者であつた者（書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをい

	③ (省略) ④ 管理者は、規約又は集会の決議により、その職務（第2項後段に規定する事項を含む。）に関し、区分所有者のために、原告又は被告となることができる。 ⑤ 管理者は、前項の規約により原告又は被告となつたときは、遅滞なく、区分所有者にその旨を通知しなければならない。この場合には、第35条第2項から第4項までの規定を準用する。	う。以下同じ。）による別段の意思表示をした区分所有者であつた者を除く。）に限る。以下この条及び第47条において同じ。）。同項において同じ。）を代理する。 ③ (省略) ④ 管理者は、規約又は集会の決議により、その職務に関し、区分所有者のために、原告又は被告となることができる。 ⑤ 管理者は、次の各号に掲げるときは、遅滞なく、それぞれ当該各号に定める者にその旨を通知しなければならない。この場合における区分所有者に対する通知については、第35条第2項から第4項までの規定を準用する。 一 前項の規約によりその職務に関し原告又は被告となつたとき 区分所有者 二 前項の規約により保険金等の請求及び受領に関し原告又は被告となつたとき 保険金等の請求権を有する者 三 前項の集会の決議により保険金等の請求及び受領に関し原告又は被告となつたとき 保険金等の請求権を有する者（区分所有者を除く。）
244頁 31条	第31条 （規約の設定、変更及び廃止） ① 規約の設定、変更又は廃止は、<u>区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議によつてする</u>。この場合において、規約の設定、変更又は廃止が一部の区分所有者の権利に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得なければならない。	第31条 （規約の設定、変更及び廃止） ① 規約の設定、変更又は廃止は、<u>集会において、区分所有者（議決権を有しないものを除く。以下この項前段において同じ。）の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）の者であつて議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）を有するものが出席し、出席した区分所有者及びその議決権の各4分の3以上の多数による決議によつてする</u>。この場合において、規約の設定、変更又は廃止が一部の区分所有者の権利に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得なければならない。

33条	② 前条第2項に規定する事項についての区分所有者全員の規約の設定，変更又は廃止は，当該一部共用部分を共用すべき区分所有者の4分の1を超える者又はその議決権の4分の1を超える議決権を有する者が反対したときは，することができない。 第33条（規約の保管及び閲覧） ①②（省略） 新設 追加 ③ 規約の保管場所は，建物内の見やすい場所に掲示しなければならない。	② 前条第2項に規定する事項についての区分所有者全員の規約の設定，変更又は廃止は，当該一部共用部分を共用すべき区分所有者（<u>議決権を有しないものを除く。</u>）の4分の1を超える者又はその議決権の4分の1を超える議決権を有する者が反対したときは，することができない。 第33条（規約の保管及び閲覧） ①②（省略） ③ <u>規約が電磁的記録で作成されているときは，第1項の規定により規約を保管する者は，前項の規定による当該電磁的記録に記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧に代えて，法務省令で定めるところにより，同項の請求をした利害関係人の承諾を得て，当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により提供することができる。この場合において，当該規約を保管する者は，同項の規定による閲覧をさせたものとみなす。</u> ④ 規約の保管場所は，建物内の見やすい場所に掲示しなければならない。
245頁 34条	第34条（集会の招集） ①②（省略） ③ <u>区分所有者の5分の1以上で議決権の5分の1以上を有するものは，管理者に対し，会議の目的たる事項を示して，集会の招集を請求することができる。ただし，この定数は，規約で減ずることができる。</u> ④（省略） ⑤ <u>管理者がないときは，区分所有者の5分の1以上で議決権の5分の1以上を有するものは，集会を招集することができる。ただし，この定数は，規約で減ずる</u>	第34条（集会の招集） ①②（省略） ③ <u>区分所有者（議決権を有しないものを除く。第5項において同じ。）の5分の1以上の者であつて議決権の5分の1以上を有するものは，管理者に対し，会議の目的たる事項を示して，集会の招集を請求することができる。ただし，この定数は，規約で減ずることができる。</u> ④（省略） ⑤ <u>管理者がないときは，区分所有者の5分の1以上の者であつて議決権の5分の1以上を有するものは，集会を招集することができる。ただし，この定数は，規</u>

	ことができる。	約で減ずることができる。
35条	第35条（招集の通知） ① 集会の招集の通知は、会日より少なくとも1週間前に、会議の目的たる事項を示して、各区分所有者に発しなければならない。ただし、この期間は、規約で伸縮することができる。 ②～④（省略） ⑤ 第1項の通知をする場合において、<u>会議の目的たる事項が第17条第1項、第31条第1項、第61条第5項、第62条第1項、第68条第1項又は第69条第7項に規定する決議事項であるときは、その議案の要領をも通知しなければならない。</u>	第35条（招集の通知） ① 集会の招集の通知は、会日より少なくとも1週間前に、会議の目的たる事項<u>及び議案の要領</u>を示して、各区分所有者（<u>議決権を有しないものを除く。</u>）に発しなければならない。ただし、この期間は、規約で伸長することができる。 ②～④（省略） 削除
36条	第36条（招集手続の省略） 集会は、区分所有者全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。	第36条（招集手続の省略） 集会は、区分所有者（<u>議決権を有しないものを除く。</u>）全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。
38条	新 設 追加	第38条の2（所在等不明区分所有者の除外） ① 裁判所は、区分所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、当該区分所有者（次項において「所在等不明区分所有者」という。）<u>以外の区分所有者（以下この項及び第3項において「一般区分所有者」という。）又は管理者の請求により、一般区分所有者による集会の決議をすることができる旨の裁判をすることができる。</u> ② 前項の裁判により所在等不明区分所有者であるとされた者は、前条の規定にかかわらず、集会における議決権（当該裁判に係る建物が滅失したときは、当該建物に係る敷地利用権を有する者又は当該建物の附属施設（これに関する権利を含

		む。)の共有持分を有する者が開く集会における議決権)を有しない。 ③ 一般区分所有者の請求により第1項の裁判があつたときは、当該一般区分所有者は、遅滞なく、管理者にその旨を通知しなければならない。ただし、管理者がないときは、その旨を建物内の見やすい場所に掲示しなければならない。
39条	第39条 (議事) ① 集会の議事は、この法律又は規約に別段の定めがない限り、<u>区分所有者及び議決権の各過半数で決する。</u> ② 議決権は、書面で、又は代理人によつて行使することができる。 ③ 区分所有者は、規約又は集会の決議により、前項の規定による書面による議決権の行使に代えて、<u>電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。以下同じ。)</u>によつて議決権を行使することができる。	第39条 (議事) ① 集会の議事は、この法律又は規約に別段の定めがない限り、<u>出席した区分所有者(議決権を有しないものを除く。)</u>及びその議決権の各過半数で決する。 ② 議決権は、書面又は代理人によつても行使することができる。この場合において、書面又は代理人によつて議決権行使した区分所有者の数は出席した区分所有者の数に、当該議決権の数は出席した区分所有者の議決権の数に、それぞれ算入する。 ③ 区分所有者は、規約又は集会の決議により、前項の規定による書面による議決権の行使に代えて、電磁的方法によつて議決権を行使することができる。<u>この場合においては、電磁的方法による議決権の行使を書面による議決権の行使とみなして、同項後段の規定を適用する。</u>
246頁 40条	第40条 (議決権行使者の指定) 専有部分が数人の共有に属するときは、共有者は、議決権を行使すべき者1人を定めなければならない。	第40条 (議決権行使者の指定) 専有部分が数人の共有に属するときは、共有者は、<u>各共有者の持分の価格に従い、その過半数をもつて、</u>議決権を行使すべき者1人を定めなければならない。
44条	第44条 (占有者の意見陳述権) ① (省略) ② 前項に規定する場合には、集会を招集する者は、第35条の規定により招集の通知を発した後遅滞なく、集会の日時、場	第44条 (占有者の意見陳述権) ① (省略) ② 前項に規定する場合には、集会を招集する者は、第35条の規定により招集の通知を発した後遅滞なく、集会の日時、場

	所及び会議の目的たる事項を建物内の見やすい場所に掲示しなければならない。	所、会議の目的たる事項及び議案の要領を建物内の見やすい場所に掲示しなければならない。
45条	第45条（書面又は電磁的方法による決議） ① この法律又は規約により集会において決議をすべき場合において、区分所有者全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る区分所有者の承諾については、法務省令で定めるところによらなければならない。 ※以下（省略）	第45条（書面又は電磁的方法による決議） ① この法律又は規約により集会において決議をすべき場合において、区分所有者（議決権を有しないものを除く。次項において同じ。）全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る区分所有者の承諾については、法務省令で定めるところによらなければならない。 ※以下（省略）
46条	新 設 追加 新 設 追加	第6節／所有者不明専有部分管理命令 第46条の2（所有者不明専有部分管理命令） ① 裁判所は、区分所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない専有部分（専有部分が数人の共有に属する場合にあつては、共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない専有部分の共有持分）について、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、その請求に係る専有部分又は共有持分を対象として、所有者不明専有部分管理人（第4項に規定する所有者不明専有部分管理人をいう。第3項において同じ。）による管理を命ずる処分（以下「所有者不明専有部分管理命令」という。）をすることができる。 ② 所有者不明専有部分管理命令の効力は、当該所有者不明専有部分管理命令の対象とされた専有部分（共有持分を対象として所有者不明専有部分管理命令が発せられた場合にあつては、共有物である専有部分）又は共用部分、附属施設若しくは建物の敷地にある動産（当該所有者不明

新 設 追加

専有部分管理命令の対象とされた専有部分の区分所有者又は共有持分を有する者が所有するものに限る。）並びに共用部分及び附属施設に関する権利並びに敷地利用権（いずれも当該所有者不明専有部分管理命令の対象とされた専有部分の区分所有者又は共有持分を有する者が有するものに限る。）に及ぶ。

③ 所有者不明専有部分管理命令は、所有者不明専有部分管理命令が発せられた後に当該所有者不明専有部分管理命令が取り消された場合において、当該所有者不明専有部分管理命令の対象とされた専有部分又は共有持分並びに当該所有者不明専有部分管理命令の効力が及ぶ動産並びに共用部分及び附属施設に関する権利並びに敷地利用権の管理、処分その他の事由により所有者不明専有部分管理人が得た財産について、必要があると認めるときも、することができる。

④ 裁判所は、所有者不明専有部分管理命令をする場合には、当該所有者不明専有部分管理命令において、所有者不明専有部分管理人を選任しなければならない。

第46条の3 （所有者不明専有部分管理人の権限）

① 前条第4項の規定により所有者不明専有部分管理人が選任された場合には、所有者不明専有部分管理命令の対象とされた専有部分又は共有持分並びに所有者不明専有部分管理命令の効力が及ぶ動産並びに共用部分及び附属施設に関する権利並びに敷地利用権並びにこれらの管理、処分その他の事由により所有者不明専有部分管理人が得た財産（以下「所有者不明専有部分等」という。）の管理及び処分をする権利は、所有者不明専有部分管理人に専属する。

② 所有者不明専有部分管理人が次に掲げ

新 設 追加

る行為の範囲を超える行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。ただし、この許可がないことをもつて善意の第三者に対抗することはできない。

一 保存行為

二 所有者不明専有部分等の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為

第46条の4 （所有者不明専有部分等に関する訴えの取扱い）

① 所有者不明専有部分管理命令が発せられた場合には、所有者不明専有部分等に関する訴えについては、所有者不明専有部分管理人を原告又は被告とする。

② 所有者不明専有部分管理命令が発せられた場合には、所有者不明専有部分等に関する訴訟手続で当該所有者不明専有部分等の所有者（その共有持分を有する者を含む。第5項において同じ。）を当事者とするものは、中断する。

③ 前項の規定により中断した訴訟手続は、所有者不明専有部分管理人においてこれを受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

④ 所有者不明専有部分管理命令が取り消されたときは、所有者不明専有部分管理人を当事者とする所有者不明専有部分等に関する訴訟手続は、中断する。

⑤ 所有者不明専有部分等の所有者は、前項の規定により中断した訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

新 設 追加

第46条の5 （所有者不明専有部分管理人の義務）

① 所有者不明専有部分管理人は、所有者不明専有部分等の所有者（その共有持分

新 設 **追加**

新 設 **追加**

新 設 **追加**

新 設 **追加**

を有する者を含む。)のために、善良な管理者の注意をもつて、その権限を行使しなければならない。

② 数人の者の共有持分を対象として所有者不明専有部分管理命令が発せられたときは、所有者不明専有部分管理人は、当該所有者不明専有部分管理命令の対象とされた共有持分を有する者全員のために、誠実かつ公平にその権限を行使しなければならない。

第46条の6 (所有者不明専有部分管理人の解任及び辞任)

① 所有者不明専有部分管理人がその任務に違反して所有者不明専有部分等に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の請求により、所有者不明専有部分管理人を解任することができる。

② 所有者不明専有部分管理人は、正当な事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。

第46条の7 (所有者不明専有部分管理人の報酬等)

① 所有者不明専有部分管理人は、所有者不明専有部分等から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることができる。

② 所有者不明専有部分管理人による所有者不明専有部分等の管理に必要な費用及び報酬は、所有者不明専有部分等の所有者（その共有持分を有する者を含む。）の負担とする。

第7節／管理不全専有部分管理命令及び管理不全共用部分管理命令

第46条の8 (管理不全専有部分管理命令)

① 裁判所は、区分所有者による専有部分の管理が不適當であることによつて他人

の権利又は法律上保護される利益が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、当該専有部分を対象として、第3項に規定する管理不全専有部分管理人による管理を命ずる処分（以下「管理不全専有部分管理命令」という。）をすることができる。

- ② 管理不全専有部分管理命令の効力は、当該管理不全専有部分管理命令の対象とされた専有部分又は共用部分、附属施設若しくは建物の敷地にある動産（当該管理不全専有部分管理命令の対象とされた専有部分の区分所有者又はその共有持分を有する者が所有するものに限る。）並びに共用部分及び附属施設に関する権利並びに敷地利用権（いずれも当該管理不全専有部分管理命令の対象とされた専有部分の区分所有者又はその共有持分を有する者が有するものに限る。）に及ぶ。
- ③ 裁判所は、管理不全専有部分管理命令をする場合には、当該管理不全専有部分管理命令において、管理不全専有部分管理人を選任しなければならない。

新 設 追 加

第46条の9 （管理不全専有部分管理人の権限）

- ① 管理不全専有部分管理人は、管理不全専有部分管理命令の対象とされた専有部分並びに管理不全専有部分管理命令の効力が及ぶ動産並びに共用部分及び附属施設に関する権利並びに敷地利用権並びにこれらの管理、処分その他の事由により管理不全専有部分管理人が得た財産（以下「管理不全専有部分等」という。）の管理及び処分をする権限を有する。
- ② 前項の規定にかかわらず、管理不全専有部分管理人は、集会において議決権を行使することができない。
- ③ 管理不全専有部分管理人が次に掲げる

新 設 **追加**

新 設 **追加**

新 設 **追加**

行為の範囲を超える行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。ただし、この許可がないことをもつて善意でかつ過失がない第三者に対抗することはできない。

一 保存行為

二 管理不全専有部分等の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為

④ 管理不全専有部分管理命令の対象とされた専有部分の処分についての前項の許可をするには、その区分所有者の同意がなければならない。

第46条の10 **（管理不全専有部分管理人の義務）**

① 管理不全専有部分管理人は、管理不全専有部分等の所有者のために、善良な管理者の注意をもつて、その権限を行使しなければならない。

② 管理不全専有部分等が数人の共有に属する場合には、管理不全専有部分管理人は、その共有持分を有する者全員のために、誠実かつ公平にその権限を行使しなければならない。

第46条の11 **（管理不全専有部分管理人の解任及び辞任）**

① 管理不全専有部分管理人がその任務に違反して管理不全専有部分等に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の請求により、管理不全専有部分管理人を解任することができる。

② 管理不全専有部分管理人は、正当な事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。

第46条の12 **（管理不全専有部分管理人の報酬等）**

新 設 追加

- ① 管理不全専有部分管理人は、管理不全専有部分等から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることができる。
- ② 管理不全専有部分管理人による管理不全専有部分等の管理に必要な費用及び報酬は、管理不全専有部分等の所有者の負担とする。

第46条の13 （管理不全共用部分管理命令）

- ① 裁判所は、区分所有者による共用部分の管理が不適當であることによつて他人の権利又は法律上保護される利益が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、当該共用部分を対象として、第3項に規定する管理不全共用部分管理人による管理を命ずる処分（以下「管理不全共用部分管理命令」という。）をすることができる。
- ② 管理不全共用部分管理命令の効力は、当該管理不全共用部分管理命令の対象とされた共用部分にある動産（当該管理不全共用部分管理命令の対象とされた共用部分の所有者又はその共有持分を有する者が所有するものに限る。）に及ぶ。
- ③ 裁判所は、管理不全共用部分管理命令をする場合には、当該管理不全共用部分管理命令において、管理不全共用部分管理人を選任しなければならない。

新 設 追加

第46条の14 （管理不全共用部分管理人の権限等）

第46条の9から第46条の12までの規定は、管理不全共用部分管理命令及び管理不全共用部分管理人について準用する。この場合において、これらの規定中「管理不全専有部分等」とあるのは「管理不全共用部分等」と、第46条の9第1項中「専有部分並びに」とあるのは「共用部分及び」と、「動産並びに共用部分及び」

		<u>附属施設に関する権利並びに敷地利用権」とあるのは「動産」と、同条第4項中「専有部分の」とあるのは「共用部分の」と、「区分所有者」とあるのは「所有者」と、第46条の12第2項中「の所有者の負担とする」とあるのは「を共有する者が連帯して負担する」と読み替えるものとする。</u>
247頁 47条	第6節／管理組合法人 第47条（成立等） ① 第3条に規定する団体は、<u>区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議で法人となる旨並びにその名称及び事務所を定め、かつ、その主たる事務所の所在地において登記をすることによって法人となる。</u> ②～⑤（省略） ⑥ 管理組合法人は、その事務に関し、<u>区分所有者を代理する。第18条第4項（第21条において準用する場合を含む。）の規定による損害保険契約に基づく保険金額並びに共用部分等について生じた損害賠償金及び不当利得による返還金の請求及び受領についても、同様とする。</u> ⑦（省略） ⑧ 管理組合法人は、<u>規約又は集会の決議により、その事務（第6項後段に規定する事項を含む。）に関し、区分所有者のために、原告又は被告となることができる。</u> ⑨ 管理組合法人は、<u>前項の規約により原告又は被告となつたときは、遅滞なく、区分所有者にその旨を通知しなければなら</u>	第8節／管理組合法人 第47条（成立等） ① 第3条に規定する団体は、<u>集会において、区分所有者（議決権を有しないものを除く。以下この項において同じ。）の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあっては、その割合以上）の者であつて議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあっては、その割合以上）を有するものが出席し、出席した区分所有者及びその議決権の各4分の3以上の多数による決議で法人となる旨並びにその名称及び事務所を定め、かつ、その主たる事務所の所在地において登記をすることによって法人となる。</u> ②～⑤（省略） ⑥ 管理組合法人は、その事務（保険金等の請求及び受領を含む。第8項において同じ。）に関し、<u>区分所有者（保険金等の請求及び受領にあっては、保険金等の請求権を有する者。同項において同じ。）を代理する。</u> ⑦（省略） ⑧ 管理組合法人は、規約又は集会の決議により、その事務に関し、<u>区分所有者のために、原告又は被告となることができる。</u> ⑨ 管理組合法人は、<u>次の各号に掲げるときは、遅滞なく、それぞれ当該各号に定める者にその旨を通知しなければなら</u>

らない。この場合においては、第35条第2項から第4項までの規定を準用する。

⑩⑪（省略）

⑫ 管理組合法人について、第33条第1項本文（第42条第5項及び第45条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を適用する場合には第33条第1項本文中「管理者が」とあるのは「理事が管理組合法人の事務所において」と、第34条第1項から第3項まで及び第5項、第35条第3項、第41条並びに第43条の規定を適用する場合にはこれらの規定中「管理者」とあるのは「理事」とする。

⑬ 管理組合法人は、法人税法（昭和40年法律第34号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第2条第6号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第37条の規定を適用する場合には同条第4項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（管理組合法人並びに）」と、同法第66条の規定を適用する場合には同条第1項及び第2項中「普通法人」とあるのは「普通法人（管理組合法人を含む。）」と、同条第3項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（管理組合法人及び）」とする。

い。この場合における区分所有者に対する通知については、第35条第2項から第4項までの規定を準用する。

- 一 前項の規約によりその事務に関し原告又は被告となつたとき 区分所有者
- 二 前項の規約により保険金等の請求及び受領に関し原告又は被告となつたとき保険金等の請求権を有する者
- 三 前項の集会の決議により保険金等の請求及び受領に関し原告又は被告となつたとき 保険金等の請求権を有する者（区分所有者を除く。）

⑩⑪（省略）

⑫ 管理組合法人が存立する場合における第33条第1項本文（第42条第5項及び第45条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第34条第1項から第3項まで及び第5項、第35条第3項、第38条の2第1項及び第3項、第41条並びに第43条の規定の適用については、これらの規定（第33条第1項本文及び第38条の2第1項を除く。）中「管理者」とあるのは「理事」と、第33条第1項本文中「管理者が」とあるのは「理事が管理組合法人の事務所において」と、第38条の2第1項中「管理者」とあるのは「管理組合法人」とする。

⑬ 管理組合法人は、法人税法（昭和40年法律第34号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第2条第6号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第37条の規定を適用する場合には同条第4項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（管理組合法人並びに）」と、同法第66条の規定を適用する場合には同条第1項中「普通法人」とあるのは「普通法人（管理組合法人を含む。）」と、同条第2項中「除く」とあるのは「除くものとし、管理組合法人を含む」と、同条第3項中「公益法人

	⑭（省略）	等（）」とあるのは「公益法人等（管理組 合法人及び）」とする。 ⑭（省略）
249頁 52条	新 設 追加 追加	第52条の2 （区分所有権等の取得） ① 管理組合法人は、建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うために必要な場合には、集会において、区分所有者（議決権を有しないものを除く。以下この項において同じ。）の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあっては、その割合以上）の者であつて議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあっては、その割合以上）を有するものが出席し、出席した区分所有者及びその議決権の各4分の3以上の多数による決議をすることによつて、当該建物の区分所有権又は当該建物及び当該建物が所在する土地と一体として管理若しくは使用をすべき土地を取得することができる。 ② 管理組合法人は、前項の規定により区分所有権を取得した場合であつても、第38条の規定にかかわらず、当該管理組合法人の集会における議決権を有しない。 第55条 （解散） ① 管理組合法人は、次の事由によつて解散する。 一 建物（一部共用部分を共用すべき区分所有者で構成する管理組合法人にあつては、その共用部分）の全部の滅失 二 建물에 専有部分がなくなつたこと。 三 集会の決議 ② 前項第3号の決議は、集会において、区分所有者（議決権を有しないものを除く。以下この項において同じ。）の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあっては、その割合以上）の者であつて議決権の過半数（これを上回る割合

57条	第7節／義務違反者に対する措置	第9節／義務違反者に対する措置
58条	第58条 （使用禁止の請求） ①（省略） ② 前項の決議は、 <u>区分所有者及び議決権</u> の各4分の3以上の多数です。	第58条 （使用禁止の請求） ①（省略） ② 前項の決議は、 <u>集会において、区分所有者（議決権を有しないものを除く。以下この項において同じ。）の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）の者であつて議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）を有するものが出席し、出席した区分所有者及びその議決権の各4分の3以上の多数です。</u> ③④（省略）
250頁	※ 第66条 （建物の区分所有に関する規定の準用）を 削除 してください。	
251頁	※ 第68条 （規約の設定の特例）を 削除 してください。	

工場抵当法（抄）

該当頁	改正前	改正後
286頁 48条	追加	第49条 ① 工場ノ所有者ガ譲渡又ハ質入ノ目的ヲ以テ本法ノ規定ニ依リテ抵当権ノ目的タル動産ヲ第三者ニ引渡シタルトキハ一年以下ノ拘禁刑又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス ② 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ関シ前項ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ

	追加	法人又ハ人ニ対シ同項ノ罰金刑ヲ科ス <u>第50条</u> 前条ノ罪ハ告訴アルニ非ザレバ公訴ヲ 提起スルコトヲ得ズ
--	-----------	--

会社法（抄）

該当頁	改正前	改正後
303頁 331条	第331条（取締役の資格等） ①一～三（省略） 四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、 <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。） ②～⑥（省略）	第331条（取締役の資格等） ①一～三（省略） 四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。） ②～⑥（省略）

刑 法（抄）

該当頁	改正前	改正後
316頁 9条	第9条（刑の種類） 死刑、 <u>懲役</u> 、 <u>禁錮</u> 、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。	第9条（刑の種類） 死刑、 <u>拘禁刑</u> 、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。
10条	第10条（刑の軽重） ① 主刑の軽重は、前条に規定する順序による。 <u>ただし、無期の禁錮と有期の懲役とでは禁錮を重い刑とし、有期の禁錮の長期が有期の懲役の長期の2倍を超えるときも、禁錮を重い刑とする。</u> ②③（省略）	第10条（刑の軽重） ① 主刑の軽重は、前条に規定する順序による。 ②③（省略）
12条	第12条（懲役） ① <u>懲役</u> は、無期及び有期とし、有期 <u>懲役</u> は、1月以上20年以下とする。 ② <u>懲役</u> は、刑事施設に <u>拘置して所定の作業を行わせる。</u>	第12条（拘禁刑） ① <u>拘禁刑</u> は、無期及び有期とし、有期 <u>拘禁刑</u> は、1月以上20年以下とする。 ② <u>拘禁刑</u> は、刑事施設に <u>拘置する。</u>

	新 設 追 加	③ <u>拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。</u>
13条	第13条 (禁錮) ① <u>禁錮は、無期及び有期とし、有期禁錮は、1月以上20年以下とする。</u> ② <u>禁錮は、刑事施設に拘置する。</u>	第13条 (削除)
16条	第16条 (拘留) 拘留は、1日以上30日未満とし、刑事施設に拘置する。 追 加	第16条 (拘留) ① 拘留は、1日以上30日未満とし、刑事施設に拘置する。 ② <u>拘留に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。</u>
25条	第25条 (刑の全部の執行猶予) ① <u>次に掲げる者が3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金の言渡しを受けたときは、情状により、裁判が確定した日から1年以上5年以下の期間、その刑の全部の執行を猶予することができる。</u> 一 前に <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたことがない者 二 前に <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたことがあっても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から5年以内に <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたことがない者 ② 前に <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたことがあってもその刑の全部の執行を猶予された者が <u>1年以下の懲役又は禁錮</u> の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるときも、前項と同様とする。ただし、次条第1項の規定により保護観察に付せられ、その期間内に更に罪を犯した者については、この限りでない。	第25条 (刑の全部の執行猶予) ① 次に掲げる者が3年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金の言渡しを受けたときは、情状により、裁判が確定した日から1年以上5年以下の期間、その刑の全部の執行を猶予することができる。 一 前に <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたことがない者 二 前に <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたことがあっても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から5年以内に <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたことがない者 ② 前に <u>拘禁刑</u> に処せられたことがあってもその刑の全部の執行を猶予された者が <u>2年以下の拘禁刑</u> の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるときも、前項と同様とする。ただし、 <u>この項本文の規定により刑の全部の執行を猶予されて、次条第1項の規定により保護観察に付せられ、その期間内に更に罪を犯した者については、この限りでない。</u>
317頁	第27条 (刑の全部の執行猶予の猶予期間)	第27条 (刑の全部の執行猶予の猶予期間)

経過の効果)

刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消されることなくその猶予の期間を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。

新 設 追加 (②～⑥)

経過の効果)

- ① 刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消されることなくその猶予の期間を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。
- ② 前項の規定にかかわらず、刑の全部の執行猶予の期間内に更に犯した罪（罰金以上の刑に当たるものに限る。）について公訴の提起がされているときは、同項の刑の言渡しは、当該期間が経過した日から第4項又は第5項の規定によりこの項後段の規定による刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消されることがなくなるまでの間（以下この項及び次項において「効力継続期間」という。）、引き続きその効力を有するものとする。この場合においては、当該刑については、当該効力継続期間はその全部の執行猶予の言渡しがされているものとみなす。
- ③ 前項前段の規定にかかわらず、効力継続期間における次に掲げる規定の適用については、同項の刑の言渡しは、効力を失っているものとみなす。
- 一 第25条、第26条、第26条の2、次条第1項及び第3項、第27条の4（第3号に係る部分に限る。）並びに第34条の2の規定
- 二 人の資格に関する法令の規定
- ④ 第2項前段の場合において、当該罪について拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しがないときは、同項後段の規定による刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。ただし、当該罪が同項前段の猶予の期間の経過後に犯した罪と併合罪として処断された場合において、犯情その他の情状を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。
- ⑤ 第2項前段の場合において、当該罪について罰金に処せられたときは、同項後段の規定による刑の全部の執行猶予の言

27条の
7

第27条の7 (刑の一部の執行猶予の猶予
期間経過の効果)

刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなくその猶予の期間を経過したときは、その懲役又は禁錮を執行が猶予されなかった部分の期間を刑期とする懲役又は禁錮に減輕する。この場合においては、当該部分の期間の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日において、刑の執行を受け終わったものとする。

新設 追加 (②～⑥)

渡しを取り消すことができる。

⑥ 前二項の規定により刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の拘禁刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならない。

第27条の7 (刑の一部の執行猶予の猶予
期間経過の効果)

① 刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなくその猶予の期間を経過したときは、その拘禁刑を執行が猶予されなかった部分の期間を刑期とする拘禁刑に減輕する。この場合においては、当該部分の期間の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日において、刑の執行を受け終わったものとする。

② 前項の規定にかかわらず、刑の一部の執行猶予の言渡し後その猶予の期間を経過するまでに更に犯した罪(罰金以上の刑に当たるものに限る。)について公訴の提起がされているときは、当該期間が経過した日から第4項又は第5項の規定によりこの項後段の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しが取り消されることがなくなるまでの間(以下この項及び次項において「効力継続期間」という。)、前項前段の規定による減輕は、されないものとする。この場合においては、同項の刑については、当該効力継続期間は当該猶予された部分の刑の執行猶予の言渡しがされているものとみなす。

③ 前項前段の規定にかかわらず、効力継続期間における次に掲げる規定の適用については、同項の刑は、第1項前段の規定による減輕がされ、同項後段に規定する日にその執行を受け終わったものとみなす。

一 第25条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第27条の2第1項(第3号に係る部分に限る。)及び第3項、第27条

		の4、第27条の5、第34条の2並びに第56条第1項の規定 二 人の資格に関する法令の規定 ④ 第2項前段の場合において、当該罪について拘禁刑以上の刑に処せられたときは、同項後段の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。ただし、当該罪が同項前段の猶予の期間の経過後に犯した罪と併合罪として処断された場合において、犯情その他の情状を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。 ⑤ 第2項前段の場合において、当該罪について罰金に処せられたときは、同項後段の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。 ⑥ 前二項の規定により刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の拘禁刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならない。
32条	第32条（時効の期間） 時効は、刑の言渡しが確定した後、次の期間その執行を受けないことによって完成する。 一 無期の懲役又は禁錮については30年 二 10年以上の有期の懲役又は禁錮については20年 三 3年以上10年未満の懲役又は禁錮については10年 四 3年未満の懲役又は禁錮については5年 五 罰金については3年 六 拘留、科料及び没収については1年	第32条（時効の期間） 時効は、刑の言渡しが確定した後、次の期間その執行を受けないことによって完成する。 一 無期拘禁刑については30年 二 10年以上の有期拘禁刑については20年 三 3年以上10年未満の拘禁刑については10年 四 3年未満の拘禁刑については5年 五 罰金については3年 六 拘留、科料及び没収については1年
34条	第34条（時効の中断） ① 懲役、禁錮及び拘留の時効は、刑の言渡しを受けた者をその執行のために拘束することによって中断する。 ②（省略）	第34条（時効の中断） ① 拘禁刑及び拘留の時効は、刑の言渡しを受けた者をその執行のために拘束することによって中断する。 ②（省略）

34条の2	第34条の2 (刑の消滅) ① <u>禁錮</u>以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで10年を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。罰金以下の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで5年を経過したときも、同様とする。 ② (省略)	第34条の2 (刑の消滅) ① <u>拘禁刑</u>以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで10年を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。罰金以下の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで5年を経過したときも、同様とする。 ② (省略)
318頁 95条	第95条 (公務執行妨害及び職務強要) ① 公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行又は脅迫を加えた者は、3年以下の懲役若しくは<u>禁錮</u>又は50万円以下の罰金に処する。 ② (省略)	第95条 (公務執行妨害及び職務強要) ① 公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行又は脅迫を加えた者は、3年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 ② (省略)
95条の2	追加	第95条の2 (電子計算機損壊等公務執行妨害) <u>公務員が職務を執行するに当たり、その職務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくはその職務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、その電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせた者は、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</u>
96条	第96条 (封印等破棄) 公務員が施した封印若しくは差押えの表示を損壊し、又はその他の方法によりその封若しくは差押えの表示に係る命令若しくは処分を無効にした者は、3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	第96条 (封印等破棄) 公務員が施した封印若しくは差押えの表示を損壊し、又はその他の方法によりその封<u>印</u>若しくは差押えの表示に係る命令若しくは処分を無効にした者は、3年以下の<u>拘禁刑</u>若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
96条の2	第96条の2 (強制執行妨害目的財産損壊)	第96条の2 (強制執行妨害目的財産損壊)

2	等) 強制執行を妨害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知って、第3号に規定する譲渡又は権利の設定の相手方となった者も、同様とする。 ※以下（省略）	等) 強制執行を妨害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、3年以下の拘禁刑若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知って、第3号に規定する譲渡又は権利の設定の相手方となった者も、同様とする。 ※以下（省略）
96条の3	第96条の3 （強制執行行為妨害等） ① 偽計又は威力を用いて、立入り、占有者の確認その他の強制執行の行為を妨害した者は、3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 ②（省略）	第96条の3 （強制執行行為妨害等） ① 偽計又は威力を用いて、立入り、占有者の確認その他の強制執行の行為を妨害した者は、3年以下の拘禁刑若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 ②（省略）
319頁	※ 第96条の4～第134条 条文中の「懲役」を「拘禁刑」に修正してください。	
320頁 155条	第155条 （公文書偽造等） ① 行使の目的で、<u>公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造した者は、1年以上10年以下の懲役に処する。</u>	第155条 （公文書偽造等） ① 行使の目的で、<u>次の各号に掲げるいずれかの行為をした者は、1年以上10年以下の拘禁刑に処する。</u> 一 <u>公務所若しくは公務員の印章若しくは署名（以下この章、第165条及び第167条において「印章等」という。）を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画（以下この章において「文書等」という。）を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章等を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書等を偽造する行為</u> 二 <u>公務所若しくは公務員の電磁的記録印章等（印章等として表示されることとなる電磁的記録をいう。以下この章、第165条及び第167条において同じ。）を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき電磁的記録文書等（文書等とし</u>

		て表示されて行使されることとなる電磁的記録をいう。以下この章において同じ。)を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の電磁的記録印章等を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき電磁的記録文書等を偽造する行為
	② 公務所又は公務員が押印し又は署名した文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。 ③ 前二項に規定するもののほか、公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した文書若しくは図画を変造した者は、3年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。	② 公務所若しくは公務員が押印し若しくは署名した文書等又は公務所若しくは公務員が電磁的記録印章等を使用して作成した電磁的記録文書等を変造した者も、前項と同様とする。 ③ 前二項に規定するもののほか、公務所若しくは公務員の作成すべき文書等若しくは電磁的記録文書等を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した文書等若しくは電磁的記録文書等を変造した者は、3年以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。
	※ 第157条・第159条 条文中の「懲役」を「拘禁刑」に修正してください。	
160条	第160条 (虚偽診断書等作成) 医師が公務所に提出すべき診断書、検案書又は死亡証書に虚偽の記載をしたときは、3年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する	第160条 (虚偽診断書等作成) 医師が、公務所に提出すべき診断書、検案書若しくは死亡証書に虚偽の記載をし、又は公務所に提出すべき電磁的記録文書等であって、診断書、検案書若しくは死亡証書の全部若しくは一部として用いられるものに虚偽の記録をしたときは、3年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。
321頁	※ 第161条の2～第164条 条文中の「懲役」を「拘禁刑」に修正してください。	
322頁	※ 第165条の2～第169条 条文中の「懲役」を「拘禁刑」に修正してください。	
188条	第188条 (礼拝所不敬及び説教等妨害) ① 神祠、仏堂、墓所その他の礼拝所に対し、公然と不敬な行為をした者は、6月以下の懲役若しくは禁錮又は10万円以下	第188条 (礼拝所不敬及び説教等妨害) ① 神祠、仏堂、墓所その他の礼拝所に対し、公然と不敬な行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処

	の罰金に処する。 ② 説教、礼拝又は葬式を妨害した者は、1年以下の懲役若しくは禁錮又は10万円以下の罰金に処する。	する。 ② 説教、礼拝又は葬式を妨害した者は、1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。
323頁	※ 第189条～第220条 条文中の「懲役」を「拘禁刑」に修正してください。	
230条	第230条 （名誉毀損） ① 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。 ② （省略）	第230条 （名誉毀損） ① 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 ② （省略）
231条	第231条 （侮辱） 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。	第231条 （侮辱） 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1年以下の拘禁刑若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
233条	第233条 （信用毀損及び業務妨害） 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第233条 （信用毀損及び業務妨害） 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
324頁	※ 第235条～第248条 条文中の「懲役」を「拘禁刑」に修正してください。	
325頁	※ 第249条～第263条 条文中の「懲役」を「拘禁刑」に修正してください。	

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（抄）

該当頁	改正前	改正後
329頁 42条	第42条 ①～④（省略） ⑤ 国の行政機関の長等は、第2項（市町村長にあっては、前3項）の規定による請求をする場合において、当該請求に係る土地にある建物につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、当該請求と併せて民法第264条の8第1項又は第264条の14第1項の規定による命令の請求をすることができる。	第42条 ①～④（省略） ⑤ 国の行政機関の長等は、第2項（市町村長にあっては、前3項）の規定による請求をする場合において、当該請求に係る土地にある建物につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、当該請求と併せて民法第264条の8第1項若しくは第264条の14第1項又は建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第46条の2第1項、第46条の8第1項若しくは第46条の13第1項の規定による命令の請求をすることができる。

行政不服審査法

該当頁	改正前	改正後
367頁 87条	第87条（罰則） 第69条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	第87条（罰則） 第69条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

民事訴訟規則（抄）

※ 384頁～414頁を削除してください。

破産法（抄）

該当頁	改正前	改正後
425頁 265条	第265条（詐欺破産罪） ① 破産手続開始の前後を問わず、債権者を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、債務者（相続財産の破産にあっては相続財産、信託財	第265条（詐欺破産罪） ① 破産手続開始の前後を問わず、債権者を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、債務者（相続財産の破産にあっては相続財産、信託財

産の破産にあつては信託財産。次項において同じ。)について破産手続開始の決定が確定したときは、10年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知つて、第4号に掲げる行為の相手方となつた者も、破産手続開始の決定が確定したときは、同様とする。 ※以下（省略）	産の破産にあつては信託財産。次項において同じ。)について破産手続開始の決定が確定したときは、10年以下の拘禁刑若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知つて、第4号に掲げる行為の相手方となつた者も、破産手続開始の決定が確定したときは、同様とする。 ※以下（省略）
--	--

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（抄）

※ 426頁～432頁を削除してください。

不動産登記法

該当頁	改正前	改正後
439頁 25条	第25条（申請の却下） ①（省略） 一～六（省略） 七 申請情報の内容である登記義務者（第65条、第77条、第89条第1項（同条第2項（第95条第2項において準用する場合を含む。）及び第95条第2項において準用する場合を含む。）、第93条（第95条第2項において準用する場合を含む。）又は第110条前段の場合にあつては、登記名義人）の氏名若しくは名称又は住所が登記記録と合致しないとき。 ※以下（省略）	第25条（申請の却下） ①（省略） 一～六（省略） 七 申請情報の内容である登記義務者（第65条、<u>第76条の5</u>、第77条、第89条第1項（同条第2項（第95条第2項において準用する場合を含む。）及び第95条第2項において準用する場合を含む。）、第93条（第95条第2項において準用する場合を含む。）又は第110条前段の場合にあつては、登記名義人）の氏名若しくは名称又は住所が登記記録と合致しないとき。 ※以下（省略）
454頁 76条の3	新 設 追 加	<u>第76条の4（所有権の登記名義人についての符号の表示）</u> <u>登記官は、所有権の登記名義人（法務省令で定めるものに限る。）が権利能力を有しないこととなつたと認めるべき場合として法務省令で定める場合には、法務省令で定めるところにより、職権で、</u>

	新 設 追加 新 設 追加	<u>当該所有権の登記名義人についてその旨を示す符号を表示することができる。</u> 第76条の5 （所有権の登記名義人の氏名等の変更の登記の申請） <u>所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所について変更があったときは、当該所有権の登記名義人は、その変更があった日から2年以内に、氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記を申請しなければならない。</u> 第76条の6 （職権による氏名等の変更の登記） <u>登記官は、所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所について変更があったと認めるべき場合として法務省令で定める場合には、法務省令で定めるところにより、職権で、氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記をすることができる。ただし、当該所有権の登記名義人が自然人であるときは、その申出があるときに限る。</u>
458頁 97条	第97条 （信託の登記の登記事項） ①（省略） 一～六（省略） 七 <u>公益信託に関する法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託</u>であるときは、その旨 ※以下（省略）	第97条 （信託の登記の登記事項） ①（省略） 一～六（省略） 七 <u>公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託</u>であるときは、その旨 ※以下（省略）
462頁 119条	新 設 追加	第119条の2 （所有不動産記録証明書の交付等） ① <u>何人も、登記官に対し、手数料を納付して、自らが所有権の登記名義人（これに準ずる者として法務省令で定めるものを含む。）として記録されている不動産に係る登記記録に記録されている事項のうち法務省令で定めるもの（記録がない</u>

		ときは、その旨)を証明した書面(以下この条において「所有不動産記録証明書」という。)の交付を請求することができる。 ② 相続人その他の一般承継人は、登記官に対し、手数料を納付して、被承継人に係る所有不動産記録証明書の交付を請求することができる。 ③ 前二項の交付の請求は、法務大臣の指定する登記所の登記官に対し、法務省令で定めるところにより、することができる。 ④ 前条第3項及び第4項の規定は、所有不動産記録証明書の手数料について準用する。
463頁 120条	第120条 (地図の写しの交付等) ①② (省略) ③ 前条第3項から第5項までの規定は、地図等について準用する。	第120条 (地図の写しの交付等) ①② (省略) ③ 第119条第3項から第5項までの規定は、地図等について準用する。
464頁 128条	第128条 (筆界調査委員の欠格事由) ① 次の各号のいずれかに該当する者は、筆界調査委員となることができない。 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	第128条 (筆界調査委員の欠格事由) ① 次の各号のいずれかに該当する者は、筆界調査委員となることができない。 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
471頁 159条	第159条 (秘密を漏らした罪) 第152条第2項の規定に違反して登記識別情報の作成又は管理に関する秘密を漏らした者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	第159条 (秘密を漏らした罪) 第152条第2項の規定に違反して登記識別情報の作成又は管理に関する秘密を漏らした者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
160条	第160条 (虚偽の登記名義人確認情報を提供した罪) 第23条第4項第1号(第16条第2項において準用する場合を含む。)の規定による情報の提供をする場合において、虚	第160条 (虚偽の登記名義人確認情報を提供した罪) 第23条第4項第1号(第16条第2項において準用する場合を含む。)の規定による情報の提供をする場合において、虚

161条	偽の情報を提供したときは、当該違反行為をした者は、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 第161条（不正に登記識別情報を取得等した罪） ① 登記簿に不実の記録をさせることとなる登記の申請又は嘱託の用に供する目的で、登記識別情報を取得した者は、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。情を知って、その情報を提供した者も、同様とする。 ②（省略）	偽の情報を提供したときは、当該違反行為をした者は、2年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 第161条（不正に登記識別情報を取得等した罪） ① 登記簿に不実の記録をさせることとなる登記の申請又は嘱託の用に供する目的で、登記識別情報を取得した者は、2年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。情を知って、その情報を提供した者も、同様とする。 ②（省略）
472頁 164条	第164条（過料） ①（省略） 新 設 追 加	第164条（過料） ①（省略） ② 第76条の5の規定による申請をすべき義務がある者が正当な理由がないのにその申請を怠ったときは、5万円以下の過料に処する。

不動産登記規則

該当頁	改正前	改正後
516頁 16条	第16条（地図等の訂正） ①～⑤二（省略） 三 表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人その他の一般承継人が申出をするときは、相続その他の一般承継があったことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。第202条の4第6項第1号、第202条の11第4項（第202条の16第4項において準用する場合を含む。）、第202条の14第4項第1号及び第202条の15第4項第1号を除き、以下同	第16条（地図等の訂正） ①～⑤二（省略） 三 表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人その他の一般承継人が申出をするときは、相続その他の一般承継があったことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。第195条第4項第1号、第202条の4第6項第1号、第202条の11第4項（第202条の16第4項において準用する場合を含む。）、第202条の14第4項第1号及び第202条の15第4

	じ。), 登記官その他の公務員が職務上作成した情報 (公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては, これに代わるべき情報) ※以下 (省略)	項第 1 号を除き, 以下同じ。), 登記官その他の公務員が職務上作成した情報 (公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては, これに代わるべき情報) ※以下 (省略)
518頁 18条	第18条 (帳簿) 登記所 (第14号及び第15号の帳簿にあつては, 法務局又は地方法務局に限る。) には, 次に掲げる帳簿を備えるものとする。 一 受付帳 ⋮ ⋮ 十二の四 申出立件事務日記帳 十二の五 代替措置等申出書類写しつづり込 新 設 追加 十三 筆界特定書つづり込み帳 ※以下 (省略)	第18条 (帳簿) 登記所 (第14号及び第15号の帳簿にあつては, 法務局又は地方法務局に限る。) には, 次に掲げる帳簿を備えるものとする。 一 受付帳 ⋮ ⋮ 十二の四 申出立件事務日記帳 十二の五 代替措置等申出書類写しつづり込 十二の六 職権氏名等変更登記申出書類つづり込み帳 十三 筆界特定書つづり込み帳 ※以下 (省略)
519頁 27条	第27条 (請求書類つづり込み帳) 請求書類つづり込み帳には, 次に掲げる請求に係る書面をつづり込むものとする。 一 登記事項証明書の交付の請求 二 登記記録に記録されている事項の概要を記載した書面 (以下「登記事項要約書」という。) の交付の請求 新 設 追加 ※以下 (省略)	第27条 (請求書類つづり込み帳) 請求書類つづり込み帳には, 次に掲げる請求に係る書面をつづり込むものとする。 一 登記事項証明書の交付の請求 二 登記記録に記録されている事項の概要を記載した書面 (以下「登記事項要約書」という。) の交付の請求 <u>二の二 所有不動産記録証明書の交付の請求</u> ※以下 (省略)
520頁 27条の 2	第27条の 2 (申出立件事件簿等) ① 申出立件事件簿には, 代替措置等申出 (第202条の 4 第 1 項に規定する代替措置等申出をいう。第 3 項及び第 4 項において同じ。) 又は代替措置申出の撤回 (第202	第27条の 2 (申出立件事件簿等) ① 申出立件事件簿には, 検索用情報の申出 (第158条の39第 2 項に規定する<u>検索用情報</u>同時申出又は第158条の40第 2 項に規定する<u>検索用情報</u>単独申出をいう。第 3

	条の15第1項の規定による撤回をいう。第3項及び第4項において同じ。）の立件の年月日その他の必要な事項を記録するものとする。 ②（省略） ③ 申出立件関係書類つづり込み帳には、代替措置等申出に関する書類及び代替措置申出の撤回に関する書類を立件番号の順序に従ってつづり込むものとする。 ④（省略）	<u>項において同じ。）</u>、代替措置等申出（第202条の4第1項に規定する代替措置等申出をいう。第3項及び第4項において同じ。）又は代替措置申出の撤回（第202条の15第1項の規定による撤回をいう。第3項及び第4項において同じ。）の立件の年月日その他の必要な事項を記録するものとする。 ②（省略） ③ 申出立件関係書類つづり込み帳には、<u>検索用情報の申出に関する書類</u>、代替措置等申出に関する書類及び代替措置申出の撤回に関する書類を立件番号の順序に従ってつづり込むものとする。 ④（省略）
27条の4 27条の5	第27条の<u>4</u> （筆界特定書つづり込み帳等） 第27条の<u>5</u> （登記簿保存簿等）	第27条の<u>5</u> （筆界特定書つづり込み帳等） 第27条の<u>6</u> （登記簿保存簿等）
521頁 27条の6	第27条の<u>6</u> （登録免許税関係書類つづり込み帳等） ～五（省略） 六 雑書つづり込み帳 第18条第2号から第5号まで、第7号から第9号まで、第11号、第12号、<u>12号の3、12号の5、第13号、第18号から第20号まで及び第28号から第33号までに掲げる帳簿につづり込まない書類</u>	第27条の<u>7</u> （登録免許税関係書類つづり込み帳等） ～五（省略） 六 雑書つづり込み帳 第18条第2号から第5号まで、第7号から第9号まで、第11号、第12号、<u>第12号の3、第12号の5から第13号まで</u>、第18号から第20号まで及び第28号から第33号までに掲げる帳簿につづり込まない書類
27条の7 27条の8	第27条の<u>7</u> （土地所在図等の副記録） 第27条の<u>8</u> （法定相続情報一覧図つづり込み帳）	第27条の<u>8</u> （土地所在図等の副記録） 第27条の<u>9</u> （法定相続情報一覧図つづり込み帳）
522頁 28条	第28条 （保存期間） 次の各号に掲げる情報の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。 一 登記記録（閉鎖登記記録（閉鎖した	第28条 （保存期間） 次の各号に掲げる情報の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。 一 登記記録（閉鎖登記記録（閉鎖した

	登記記録をいう。以下同じ。)を除く。) 永久 ⋮ ⋮ 二十一 代替措置等申出書写し類つづり 込み帳につづり込まれた書類に記載さ れた情報送付を受けた日から5年間 新 設 追 加	登記記録をいう。以下同じ。)を除く。) 永久 ⋮ ⋮ 二十一 代替措置等申出書写し類つづり 込み帳につづり込まれた書類に記載さ れた情報送付を受けた日から5年間 二十二 職権氏名等変更登記申出書類つ づり込み帳につづり込まれた書類に記 載された情報 申出を受けた日から五 年間
526頁 42条	第42条 (電子署名) 令第12条第1項及び第2項の電子署名 は、電磁的記録に記録することができる 情報に、産業標準化法(昭和24年法律第 185号)に基づく日本産業規格(以下「日 本産業規格」という。)X5731-8の附属 書Dに適合する方法であつて同附属書に 定めるnの長さの値が2,048ビットである ものを講ずる措置とする。	第42条 (電子署名) 令第12条第1項及び第2項の電子署名 は、電磁的記録に記録することができる 情報に、産業標準化法(昭和24年法律第 185号)に基づく日本産業規格(以下「日 本産業規格」という。)X5731-8の附属 書Dに適合する方法であつて同附属書に 定めるnの長さの値が2,048ビット(指定 公証人(公証人法(明治41年法律第53号) 第7条の2第1項に規定する指定公証人 をいう。)が講ずる場合にあっては、2,048 ビット又は3,072ビット)であるものを講 ずる措置とする。
531頁 56条	第56条 (申請の受付) ①～④三(省略) 四 第110条第3項(第144条第2項にお いて準用する場合を含む。),第119条第 2項,第124条第8項(第120条第7項, 第126条第3項,第134条第3項及び第 145条第1項において準用する場合を 含む。),第159条第2項(同条第4項に おいて準用する場合を含む。))又は第 168条第5項(第170条第3項において 準用する場合を含む。)の通知があつ た場合	第56条 (申請の受付) ①～④三(省略) 四 第110条第3項(第144条第2項にお いて準用する場合を含む。),第119条第 2項,第124条第8項(第120条第7項, 第126条第3項,第134条第3項及び第 145条第1項において準用する場合を 含む。),<u>第158条の43,第158条の45第6項</u> <u>(第158条の46第2項において準用する</u> <u>場合を含む。),</u>第159条第2項(同条第 4項において準用する場合を含む。)) 又は第168条第5項(第170条第3項に おいて準用する場合を含む。)の通知 があつた場合

	新 設 追加	五 第158条の44第1項第2号の確認をした場合
539頁 71条	第71条 （前の住所地への通知） ①～②一（省略） 二 法第23条第2項の登記の申請の日が、同項の登記義務者の住所についてされた最後の変更の登記の申請に係る受付の日から3月を経過している場合 ※以下（省略）	第71条 （前の住所地への通知） ①～②一（省略） 二 法第23条第2項の登記の申請の日が、同項の登記義務者の住所についてされた最後の変更の登記の申請に係る受付の日（<u>当該最後の変更の登記が職権による登記である場合にあっては、当該最後の変更の登記の日</u>）から3月を経過している場合 ※以下（省略）
566頁 158条の20	第158条の20 （相続人申出における相続人申出等添付情報の省略） ① 相続人申出をする場合において、申出人が所有権の登記名義人又は中間相続人についての相続に関して法定相続情報一覧図の写し又は法定相続情報番号を提供したときは、当該法定相続情報一覧図の写し又は当該法定相続情報番号の提供をもって、前条第2項第1号又は第3号イに掲げる情報の提供に代えることができる。ただし、法定相続情報番号を提供する場合にあっては、登記官が法定相続情報を確認することができることに限る。 ② 相続人申出をする場合において、申出人が申出人の住所又は中間相続人の最後の住所が記載された法定相続情報一覧図の写し又は法定相続情報番号（法定相続	第158条の20 （相続人申出における相続人申出等添付情報の省略） ① 相続人申出をする場合において、申出人が所有権の登記名義人又は中間相続人についての相続に関して法定相続情報一覧図の写し若しくは法定相続情報番号又は戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号を提供したときは、当該法定相続情報一覧図の写し若しくは当該法定相続情報番号又は当該戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは当該除籍電子証明書提供用識別符号の提供をもって、前条第2項第1号又は第3号イに掲げる情報の提供に代えることができる。ただし、法定相続情報番号を提供する場合又は戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号を提供する場合にあっては、登記官が法定相続情報を確認することができるとき又は戸籍若しくは除かれた戸籍に記録された事項を内容とする情報を確認することができることに限る。 ② 相続人申出をする場合において、申出人が申出人の住所又は中間相続人の最後の住所が記載された法定相続情報一覧図の写し若しくは法定相続情報番号（法定

	情報一覧図に申出人の住所又は中間相続人の最後の住所が記載されている場合に限る。以下この項において同じ。）を提供したときは、当該法定相続情報一覧図の写し又は当該法定相続情報番号の提供をもって、前条第2項第2号又は第3号口に掲げる情報の提供に代えることができる。ただし、法定相続情報番号を提供する場合にあっては、登記官が法定相続情報を確認することができることに限る。	相続情報一覧図に申出人の住所又は中間相続人の最後の住所が記載されている場合に限る。以下この項において同じ。）又は戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号を提供したときは、当該法定相続情報一覧図の写し若しくは当該法定相続情報番号又は当該戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは当該除籍電子証明書提供用識別符号の提供をもって、前条第2項第2号又は第3号口に掲げる情報の提供に代えることができる。ただし、法定相続情報番号を提供する場合又は戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号を提供する場合にあっては、登記官が法定相続情報を確認することができること又は戸籍若しくは除かれた戸籍に記録された事項を内容とする情報を確認することができることに限る。
569頁 158条 の31	第158条の31 （ローマ字氏名の併記） ① 次の各号に掲げる登記を申請する場合において、当該各号に定める者が日本の国籍を有しない者であるときは、当該登記の申請人は、登記官に対し、当該各号に定める者の氏名の表音をローマ字で表示したもの（以下この款において「ローマ字氏名」という。）を申請情報の内容として、当該ローマ字氏名を登記記録に記録するよう申し出るものとする。 ※以下（省略）	第158条の31 （ローマ字氏名の併記） ① 次の各号に掲げる登記を申請する場合において、当該各号に定める者が日本の国籍を有しない者であるときは、当該登記の申請人は、登記官に対し、当該各号に定める者の氏名の表音をローマ字で表示したもの（以下この款、<u>第158条の44第3項及び第158条の45第6項</u>において「ローマ字氏名」という。）を申請情報の内容として、当該ローマ字氏名を登記記録に記録するよう申し出るものとする。 ※以下（省略）
571頁 158条 の34	第158条の34 （旧氏の併記） ① 次の各号に掲げる登記を申請する場合において、当該各号に定める者（当該登記の申請人である場合に限る。）は、登記官に対し、その一の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下この	第158条の34 （旧氏の併記） ① 次の各号に掲げる登記を申請する場合において、当該各号に定める者（当該登記の申請人である場合に限る。）は、登記官に対し、その一の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）

登記官に対し、当該所有権の登記名義人となる者についての次に掲げる事項（以下この条及び次条において「検索用情報」という。）を申請情報の内容として申し出るものとする。

一 氏名

二 氏名の振り仮名（日本の国籍を有しない者にあつては、氏名の表音をローマ字で表示したもの）

三 住所

四 出生の年月日

五 電子メールアドレス

② 前項の規定による申出（次項及び第5項において「検索用情報同時申出」という。）をする場合には、当該所有権の登記名義人となる者の前項第2号及び第4号に掲げる事項を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

③ 電子申請の申請人が検索用情報同時申出をする場合において、その者が第43条第1項第1号に掲げる電子証明書（登記官が第1項第2号及び第4号に掲げる事項を確認することができるものに限る。）を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、前項の市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。

④ 登記官は、第1項の規定により検索用情報に係る情報が提供されたときは、申出立件事件簿に立件の年月日及び立件番号を記録するものとする。

⑤ 登記官は、検索用情報同時申出があつた場合において、当該検索用情報同時申出に係る申請に基づく登記をしたときは、職権で、申出のあつた所有権の登記名義人についての検索用情報及び登記記録を特定するために必要な事項を検索用情報管理ファイルに記録するものとする。

新 設

追加

る。

第158条の40

- ① 国内に住所を有する所有権の登記名義人は、登記官に対し、当該所有権の登記名義人についての検索用情報を検索用情報管理ファイルに記録するよう申し出ることができる。
- ② 前項の規定による申出（以下この条及び第158条の46第1項において「検索用情報単独申出」という。）は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。
 - 一 所有権の登記名義人の検索用情報
 - 二 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
 - 三 申出の目的
 - 四 申出に係る不動産の不動産所在事項
- ③ 検索用情報単独申出は、申出に係る不動産の所在地を管轄する登記所の登記官に対してしなければならない。ただし、異なる登記所の管轄区域にある2以上の不動産について検索用情報単独申出をするときは、当該検索用情報単独申出は、当該不動産のうちいずれかの不動産の所在地を管轄する登記所の登記官に対してすることができる。
- ④ 第2項第4号の規定にかかわらず、不動産番号（申出を受ける登記所以外の登記所の管轄区域内にある不動産について申出をする場合にあっては、不動産番号及び当該申出を受ける登記所以外の登記所の表示）を同項各号に掲げる事項に係る情報（以下この条及び第158条の46第1項において「検索用情報申出情報」という。）の内容としたときは、同項第4号に掲げる事項を検索用情報申出情報の内容とすることを要しない。

- ⑤ 検索用情報単独申出においては、第2項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を検索用情報申出情報の内容とするものとする。
- 一 申出人又は代理人の電話番号その他の連絡先
 - 二 第8項に規定する検索用情報申出添付情報の表示
 - 三 申出の年月日
 - 四 検索用情報申出情報を提供する登記所の表示
- ⑥ 検索用情報単独申出は、次に掲げる方法のいずれかにより、検索用情報申出情報を登記所に提供してしなければならない。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法
 - 二 検索用情報申出情報を記載した書面（第14項及び第16項において「検索用情報申出書」という。）を提出する方法
- ⑦ 検索用情報申出情報は、所有権の登記名義人ごとに作成して提供しなければならない。
- ⑧ 検索用情報単独申出をする場合には、次に掲げる情報（第11項及び第14項において「検索用情報申出添付情報」という。）をその検索用情報申出情報と併せて登記所に提供しなければならない。
- 一 申出人となるべき者が申出をしていることを明らかにする市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（当該情報を記載した書面の写しを含む。）
 - 二 代理人によって申出をするときは、当該代理人の権限を証する情報
 - 三 第2項第1号に掲げる事項（電子メールアドレスを除く。）を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）。ただし、所有権の登記名義

人に係るものであることを登記官が確認することができる当該事項を検索用情報申出情報の内容としたときを除く。

⑨ 第37条の2の規定は、検索用情報単独申出をする場合について準用する。

⑩ 第158条の8第1項及び第158条の9の規定は、第6項第1号に掲げる方法により検索用情報単独申出をする場合について準用する。この場合において、同条第2項中「受付」とあるのは「立件」と、同条第3項中「別記第4号の2」とあるのは「別記第4号の3」と、同項第1号中「受付番号」とあるのは「立件番号」と読み替えるものとする。

⑪ 令第12条第2項及び第14条の規定は、前項に規定する場合において送信する検索用情報申出添付情報（第8項第3号に掲げる情報に限る。）について準用する。

⑫ 第42条の規定は前項において準用する令第12条第2項の電子署名について、第43条第2項の規定は前項において準用する令第14条の法務省令で定める電子証明書について、それぞれ準用する。

⑬ 第6項第1号に掲げる方法により検索用情報単独申出をする申出人が検索用情報申出情報又は委任による代理人の権限を証する情報に第42条の電子署名を行い、当該申出人の第43条第1項第1号に掲げる電子証明書を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、第8項第1号及び第3号に掲げる情報の提供に代えることができる。ただし、同号に掲げる情報については、登記官が所有権の登記名義人の検索用情報（電子メールアドレスを除く。）を確認することができるものを提供したときに限る。

⑭ 第158条の10の規定は第6項第2号に掲げる方法により検索用情報単独申出をする場合について、第158条の11の規定は検索用情報単独申出をしようとする者が検

新 設 追加

索用情報申出書又は検索用情報申出添付情報を記載した書面（以下この項において「検索用情報申出添付書面」という。）を送付する場合について、第55条の規定は検索用情報申出添付書面を提出した申出人について、それぞれ準用する。この場合において、同条第4項中「登記完了後、申請書類つづり込み帳」とあるのは、「検索用情報管理ファイルへの記録完了後、申出立件関係書類つづり込み帳」と読み替えるものとする。

⑮ 前条第4項の規定は、検索用情報申出情報が提供された場合について準用する。

⑯ 登記官は、第6項第2号に掲げる方法により検索用情報申出情報が提供されたときは、前項において準用する前条第4項の規定により申出立件事件簿に記録をする際、検索用情報申出書に立件の年月日及び立件番号を記載しなければならない。

⑰ 登記官は、検索用情報単独申出があったときは、職権で、申出のあった所有権の登記名義人についての検索用情報及び登記記録を特定するために必要な事項を検索用情報管理ファイルに記録するものとする。

第158条の41（検索用情報管理ファイルに記録された事項の変更等）

① 登記官は、検索用情報管理ファイルに記録された第158条の38第1項各号に掲げる事項に変更又は錯誤若しくは遺漏があると認めるときは、職権で、検索用情報管理ファイルに変更後又は更正後の当該事項を記録するものとする。

② 検索用情報管理ファイルに第158条の38第1項第5号に掲げる事項が記録されている所有権の登記名義人は、法務大臣の定めるところにより検索用情報管理ファ

		<u>イルに記録された当該事項の変更又は削除をすることができる。</u>
580頁 187条	第187条 （裁判所への通知） 登記官は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、管轄地方裁判所にその事件を通知しなければならない。 一 法第164条の規定により過料に処せられるべき者があることを職務上知ったとき（登記官が法第76条の2第1項若しくは第2項又は第76条の3第4項の規定による申請をすべき義務に違反した者に対し相当の期間を定めてその申請をすべき旨を催告したにもかかわらず、その期間内にその申請がされないときに限る。）。 二（省略）	第187条 （裁判所への通知） 登記官は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、管轄地方裁判所にその事件を通知しなければならない。 一 法第164条の規定により過料に処せられるべき者があることを職務上知ったとき（登記官が法第76条の2第1項若しくは第2項、<u>第76条の3第4項又は第76条の5</u>の規定による申請をすべき義務に違反した者に対し相当の期間を定めてその申請をすべき旨を催告したにもかかわらず、その期間内にその申請がされないときに限る。）。 二（省略）
583頁 195条	追加	第195条 （所有不動産記録証明書の交付の請求情報等） ① 所有不動産記録証明書の交付の請求をするときは、次に掲げる事項を内容とする情報を提供しなければならない。 一 請求人の氏名又は名称、住所及び連絡先 二 請求人が法人であるときは、その代表者の氏名 三 代理人によって請求するときは、当該代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名 四 請求に係る不動産の所有権の登記名義人と請求人との関係 五 請求に係る不動産の登記記録を検索するために必要な所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所 六 請求に係る書面の通数 七 送付の方法により所有不動産記録証明書の交付の請求をするときは、その旨及び送付先の住所

- ② 次の各号に掲げる者が所有権の登記名義人として記録されている不動産に係る所有不動産記録証明書の交付の請求をする場合には、前項第5号に定める事項に加え、当該不動産の登記記録を検索するために必要な事項として、当該各号に定める事項を内容とする情報を提供することができる。
- 一 日本の国籍を有しない者 氏名の表音をローマ字で表示したもの
 - 二 会社法人等番号を有する法人 会社法人等番号
- ③ 第1項各号に掲げる事項及び前項各号に定める事項を内容とする情報は、請求に係る不動産の所有権の登記名義人ごとに作成して提供しなければならない。
- ④ 第1項の請求をする場合には、次に掲げる情報を同項各号に掲げる事項を内容とする情報と併せて登記所に提供しなければならない。
- 一 請求人が請求書又は委任状に記名押印した場合におけるその印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）又は登記官が作成するものに限る。）その他の請求人となるべき者が請求をしていることを証する情報
 - 二 請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する情報
 - 三 代理人によって請求をするとき（支配人等が法人を代理して第1項の請求をする場合において、当該法人の会社法人等番号を提供したときを除く。）は、当該代理人の権限を証する情報
 - 四 請求人が請求に係る不動産の所有権の登記名義人でないときは、請求人が当該不動産の所有権の登記名義人の相続人その他の一般承継人であることを

証する市町村長，登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては，これに代わるべき情報）

五 第1項第5号に掲げる情報として提供された氏名又は名称及び住所（第1項第1号に掲げる情報として提供されたものと異なる場合に限る。）が請求人（前号の場合にあつては，請求人の被承継人）の氏名又は名称及び住所であること（氏名又は名称及び住所に変更があった場合にあつては，変更前の氏名又は名称及び住所を含む。）を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては，これに代わるべき情報）

- ⑤ 前項第1号の規定は，請求人が同号の情報が記載された書面（印鑑に関する証明書を除く。）を登記官に提示した場合には，適用しない。この場合において，登記官から求めがあったときは，当該書面又はその写しを登記官に提出しなければならない。
- ⑥ 請求人が法人である場合において，当該法人の会社法人等番号を提供したときは，当該会社法人等番号の提供をもって，第4項第2号に掲げる情報の提供に代えることができる。
- ⑦ 法人である代理人によって第1項の請求をする場合において，当該代理人の会社法人等番号を提供したときは，当該代理人の代表者の資格を証する情報を提供することを要しない。
- ⑧ 法第119条の2第2項の規定により請求人が所有不動産記録証明書の交付の請求をする場合において，請求人が所有権の登記名義人の相続人その他の一般承継人であることを証する市町村長，登記官その他の公務員が職務上作成した情報に関

追加

追加

して法定相続情報一覧図の写し若しくは法定相続情報番号又は戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号を提供したときは、当該法定相続情報一覧図の写し若しくは当該法定相続情報番号又は当該戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは当該除籍電子証明書提供用識別符号の提供をもって、第4項第4号に掲げる情報の提供に代えることができる。ただし、法定相続情報番号を提供する場合又は戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号を提供する場合にあっては、登記官が法定相続情報を確認することができるとき又は戸籍若しくは除かれた戸籍に記録された事項を内容とする情報を確認することができるときに限る。

第195条の2 （所有不動産記録証明書の交付の請求の方法等）

- ① 所有不動産記録証明書の交付の請求は、前条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項各号に定める事項を内容とする情報を記載した書面並びに同条第4項各号に掲げる情報を記載した書面を登記所に提出する方法によりしなければならない。
- ② 所有不動産記録証明書の交付の請求は、前項の方法のほか、法務大臣の定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項各号に定める事項を内容とする情報並びに同条第4項各号に掲げる情報を電子情報処理組織を使用して登記所に提供する方法によりすることができる。この場合において、所有不動産記録証明書を登記所で受領しようとするときは、その旨の情報を提供しなければならない。

第195条の3 （添付書面の原本の還付請求） 第55条の規定は、前条第1項の規定に

	追加	より第195条第4項各号に掲げる情報が記載された書面を提出した請求人について準用する。 第195条の4 （電子情報処理組織による請求における添付情報の特例） ① 第195条の2第2項前段の規定により所有不動産記録証明書の交付の請求をする場合において、請求人が第195条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項各号に定める事項を内容とする情報又は委任による代理人の権限を証する情報に第42条の電子署名を行い、当該請求人の第43条第1項各号に掲げる電子証明書を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、第195条第4項第1号に掲げる情報の提供に代えることができる。 ② 令第12条第2項及び第14条の規定は、第195条の2第2項前段の規定により提供する第195条第4項各号に掲げる情報について準用する。 ③ 第42条の規定は前項において準用する令第12条第2項の電子署名について、第43条第2項の規定は前項において準用する令第14条の法務省令で定める電子証明書について、それぞれ準用する。
584頁 199条	追加	第199条 （所有不動産記録証明書の作成及び交付） ① 法第119条の2第1項の登記記録に記録されている事項のうち法務省令で定めるものは、不動産所在事項及び不動産番号とする。 ② 登記官は、所有不動産記録証明書を作成するときは、請求に係る所有不動産記録証明書である旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。 ③ 前項の規定により作成する所有不動産

		記録証明書は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。 一 請求に係る記録があるとき 別記第12号の2様式 二 請求に係る記録がないとき 別記第12号の3様式 ④ 所有不動産記録証明書は、不動産の登記記録を検索するために必要な事項として提供された所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所ごとに作成するものとする。 ⑤ 第197条第6項の規定は所有不動産記録証明書の交付について、第197条の2の規定は第195条の2第2項前段の規定により所有不動産記録証明書の交付を請求した者が当該所有不動産記録証明書を登記所で受領するときについて、それぞれ準用する。
592頁 203条	第203条（手数料の納付方法） ① 法第119条第1項及び第2項、第120条第1項及び第2項並びに第121条第1項から第4項までの手数料を収入印紙をもって納付するときは、請求書に収入印紙を貼り付けてしなければならない。 ②（省略）	第203条（手数料の納付方法） ① 法第119条第1項及び第2項、<u>第119条の2第1項及び第2項</u>、第120条第1項及び第2項並びに第121条第1項から第4項までの手数料を収入印紙をもって納付するときは、請求書に収入印紙を貼り付けてしなければならない。 ②（省略）
204条	第204条（送付に要する費用の納付方法） ① 請求書を登記所に提出する方法により第193条第1項の交付の請求をする場合において、第197条第6項（第200条第3項及び第201条第3項において準用する場合を含む。）の規定による申出をするときは、手数料のほか送付に要する費用も納付しなければならない。 ②③（省略）	第204条（送付に要する費用の納付方法） ① 請求書を登記所に提出する方法により第193条第1項の交付の請求<u>又は第195条第1項の請求</u>をする場合において、第197条第6項（<u>第199条第5項</u>、第200条第3項及び第201条第3項において準用する場合を含む。）の規定による申出をするときは、手数料のほか送付に要する費用も納付しなければならない。 ②③（省略）

	む。)」とあるのは「第240条第3項」と読み替えるものとする。	<u>請求</u>」と、「第197条第6項（<u>第199条第5項</u>，第200条第3項及び第201条第3項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第240条第3項」と読み替えるものとする。
--	--	--

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律

該当頁	改正前	改正後
671頁 3条	第3条（指定等） ①一～四（省略） 五 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。 イ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ※以下（省略）	第3条（指定等） ①一～四（省略） 五 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。 イ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ※以下（省略）

登記手数料令

該当頁	改正前	改正後
678頁 1条	第1条（趣旨） 不動産登記法（平成16年法律第123号）、不動産登記令（平成16年政令第379号）、商業登記法（昭和38年法律第125号）その他の法令による登記事項証明書（閉鎖登記事項証明書を含む。以下同じ。）、登記記録に記録されている事項の概要を記載した書面（以下「登記事項要約書」という。）又は登記簿（閉鎖登記簿を含む。以下同じ。）の謄本若しくは抄本の交付、登記簿又はその附属書類の閲覧、登記識別情報に関する証明、筆界特定書等の写しの交付又は筆界特定手続記録の閲覧、印鑑の証明書の交付、商業登記法第12条の2第1項各号に掲げる事項の証明等の請求、不動産登記法第131条第1項若しくは第2項、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第73条第1項又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第36条第1項の規定による筆界特定の申請、商業登記法第49条第1項（同法その他の法令において準用	第1条（趣旨） 不動産登記法（平成16年法律第123号）、不動産登記令（平成16年政令第379号）、商業登記法（昭和38年法律第125号）その他の法令による登記事項証明書（閉鎖登記事項証明書を含む。以下同じ。）、登記記録に記録されている事項の概要を記載した書面（以下「登記事項要約書」という。）、<u>所有不動産記録証明書又は登記簿</u>（閉鎖登記簿を含む。以下同じ。）の謄本若しくは抄本の交付、登記簿又はその附属書類の閲覧、登記識別情報に関する証明、筆界特定書等の写しの交付又は筆界特定手続記録の閲覧、印鑑の証明書の交付、商業登記法第12条の2第1項各号に掲げる事項の証明等の請求、不動産登記法第131条第1項若しくは第2項、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第73条第1項、<u>大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第36条第1項又は森林経営管理法（平成30年法律第35号）第47条の規定に</u>

する場合を含む。)の規定による登記の申請、電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律(昭和60年法律第33号)による登記ファイルに記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付の請求、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成11年法律第226号)による登記情報の提供の請求、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号)による登記事項概要証明書又は概要記録事項証明書の交付の請求、動産・債権譲渡登記令(平成10年政令第296号)による登記申請書等の閲覧の請求、後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)による登記の嘱託又は申請及び後見登記等に関する政令(平成12年政令第24号)による登記申請書等の閲覧の請求に関する手数料については、この政令の定めるところによる。

2条

第2条 (謄抄本等の手数料)

① (省略)

② 登記事項要約書の交付についての手数料は、一登記記録につき450円とする。ただし、一登記記録に関する記載部分の枚数が50枚を超える場合においては、当該登記記録については、450円にその超える枚数50枚までごとに50円を加算した額とする。

新設 追加

③ 地図、建物所在図又は地図に準ずる図面(以下「地図等」という。)の全部又は一部の写し(地図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面)の交付についての手数料は、一筆の土地又は1個の建物につき450円とする。

④ 登記簿の附属書類のうち土地所在図、

による筆界特定の申請、電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律(昭和60年法律第33号)による登記ファイルに記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付の請求、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成11年法律第226号)による登記情報の提供の請求、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号)による登記事項概要証明書又は概要記録事項証明書の交付の請求、動産・債権譲渡登記令(平成10年政令第296号)による登記申請書等の閲覧の請求、後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)による登記の嘱託又は申請及び後見登記等に関する政令(平成12年政令第24号)による登記申請書等の閲覧の請求に関する手数料については、この政令の定めるところによる。

第2条 (謄抄本等の手数料)

① (省略)

② 登記事項要約書の交付についての手数料は、一登記記録につき500円とする。ただし、一登記記録に関する記載部分の枚数が50枚を超える場合においては、当該登記記録については、500円にその超える枚数50枚までごとに50円を加算した額とする。

③ 所有不動産記録証明書の交付についての手数料は、1通につき1600円とする。

④ 地図、建物所在図又は地図に準ずる図面(以下「地図等」という。)の全部又は一部の写し(地図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面)の交付についての手数料は、一筆の土地又は一個の建物につき500円とする。

⑤ 登記簿の附属書類のうち土地所在図、

	地積測量図，地役権図面，建物図面又は各階平面図（以下「土地所在図等」という。）の全部又は一部の写し（土地所在図等が電磁的記録に記録されているときは，当該記録された情報の内容を証明した書面）の交付についての手数料は，一事件に関する図面につき<u>450円</u>とする。 ⑤（省略） ⑥（省略） ⑦（省略） ⑧（省略） ⑨（省略）	地積測量図，地役権図面，建物図面又は各階平面図（以下「土地所在図等」という。）の全部又は一部の写し（土地所在図等が電磁的記録に記録されているときは，当該記録された情報の内容を証明した書面）の交付についての手数料は，一事件に関する図面につき<u>500円</u>とする。 ⑥（省略） ⑦（省略） ⑧（省略） ⑨（省略） ⑩（省略）
679頁 3条	第3条 ① 前条第1項の規定にかかわらず，登記所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と請求人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う登記事項証明書（第4項及び第5項に規定するものを除く。）の交付の請求に関する手数料（第6項に規定する場合を除く。）は，1通につき，<u>480円</u>（当該登記事項証明書の送付を求める場合にあっては，<u>500円</u>）とする。ただし，1通の枚数が50枚を超えるものについては，<u>480円</u>（当該登記事項証明書の送付を求める場合にあっては，<u>500円</u>）にその超える枚数50枚までごとに100円を加算した額とする。 新設 追加 ② 前条第3項の規定にかかわらず，前項に規定する電子情報処理組織を使用して行う電磁的記録に記録された地図等の情報の内容を証明した書面の交付の請求に	第3条 ① 前条第1項の規定にかかわらず，登記所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と請求人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う登記事項証明書（第5項及び第6項に規定するものを除く。）の交付の請求に関する手数料（第7項に規定する場合を除く。）は，一通につき<u>490円</u>（当該登記事項証明書の送付を求める場合にあっては，<u>520円</u>）とする。ただし，一通の枚数が50枚を超えるものについては，<u>490円</u>（当該登記事項証明書の送付を求める場合にあっては，<u>520円</u>）にその超える枚数50枚までごとに100円を加算した額とする。 ② 前条第3項の規定にかかわらず，前項に規定する電子情報処理組織を使用して行う所有不動産記録証明書の交付の請求に関する手数料（第7項に規定する場合を除く。）は，1通につき<u>1470円</u>（当該所有不動産記録証明書の送付を求める場合にあっては，<u>1500円</u>）とする。 ③ 前条第4項の規定にかかわらず，第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行う電磁的記録に記録された地図等の情報の内容を証明した書面の交付の請求に

関する手数料（第6項に規定する場合を除く。）は、一筆の土地又は1個の建物につき430円（当該書面の送付を求める場合にあっては、450円）とする。

③ 前条第4項の規定にかかわらず、第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行う電磁的記録に記録された土地所在図等の情報の内容を証明した書面の交付の請求に関する手数料（第6項に規定する場合を除く。）は、一事件に関する図面につき430円（当該書面の送付を求める場合にあっては、450円）とする。

④ 前条第6項から第8項までの規定にかかわらず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う次の各号に掲げる登記事項証明書若しくは登記事項概要証明書又は概要記録事項証明書の交付の請求（次条に規定する場合を除く。）に関する手数料（第6項に規定する場合を除く。）は、1通につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

一～五（省略）

⑤ 前条第9項の規定にかかわらず、情報通信技術活用法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う次の各号に掲げる登記事項証明書の交付の請求（当該登記事項証明書の送付を求める場合に限る。）に関する手数料（次項に規定する場合を除く。）は、1通につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

一・二（省略）

⑥ 前各項に規定する登記事項証明書、地図等の情報の内容を証明した書面、土地所在図等の情報の内容を証明した書面、登記事項概要証明書又は概要記録事項証明書の送付を書留（郵便法（昭和22年法

に関する手数料（第7項に規定する場合を除く。）は、一筆の土地又は1個の建物につき440円（当該書面の送付を求める場合にあっては、470円）とする。

④ 前条第5項の規定にかかわらず、第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行う電磁的記録に記録された土地所在図等の情報の内容を証明した書面の交付の請求に関する手数料（第7項に規定する場合を除く。）は、一事件に関する図面につき440円（当該書面の送付を求める場合にあっては、470円）とする。

⑤ 前条第7項から第9項までの規定にかかわらず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う次の各号に掲げる登記事項証明書若しくは登記事項概要証明書又は概要記録事項証明書の交付の請求（次条に規定する場合を除く。）に関する手数料（第7項に規定する場合を除く。）は、1通につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

一～五（省略）

⑥ 前条第10項の規定にかかわらず、情報通信技術活用法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う次の各号に掲げる登記事項証明書の交付の請求（当該登記事項証明書の送付を求める場合に限る。）に関する手数料（次項に規定する場合を除く。）は、1通につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

一・二（省略）

⑦ 前各項に規定する登記事項証明書、所有不動産記録証明書、地図等の情報の内容を証明した書面、土地所在図等の情報の内容を証明した書面、登記事項概要証明書又は概要記録事項証明書の送付を書

	律第165号) 第45条に規定する書留をいう。) 又は同法第44条第2項に規定する郵便物の特殊取扱のうち法務大臣が定めるものの取扱いにより行うことを求める場合の手数料は、前各項の規定により算出した額(2通以上の送付を求める場合にあつては、その合計額)に当該取扱いに要する料金を加算した額とする。民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち当該取扱いに準ずるものとして法務大臣が定めるものにより行うことを求める場合の手数料も、同様とする。	留(郵便法(昭和22年法律第165号) 第45条に規定する書留をいう。) 又は同法第44条第2項に規定する郵便物の特殊取扱のうち法務大臣が定めるものの取扱いにより行うことを求める場合の手数料は、前各項の規定により算出した額(2通以上の送付を求める場合にあつては、その合計額)に当該取扱いに要する料金を加算した額とする。民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち当該取扱いに準ずるものとして法務大臣が定めるものにより行うことを求める場合の手数料も、同様とする。
681頁 4条	第4条 第2条第<u>6</u>項、第<u>7</u>項又は第<u>9</u>項の規定にかかわらず、情報通信技術活用法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う次の各号に掲げる登記事項証明書又は登記事項概要証明書の交付の請求(登記官に対し、情報通信技術活用法第7条第1項の規定により情報通信技術活用法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して当該登記事項証明書又は当該登記事項概要証明書に係る電磁的記録を提供することを求める場合に限る。)に関する手数料は、1通につき、それぞれ当該各号に定める額とする。 一 前条第<u>4</u>項第1号の登記事項証明書700円(譲渡に係る動産であつて1個を超えるものに係る登記事項を一括して証明したものについては、700円にその超える個数1個ごとに300円を加算した額) 二 前条第<u>4</u>項第2号の登記事項証明書	第4条 第2条第<u>7</u>項、第<u>8</u>項又は第<u>10</u>項の規定にかかわらず、情報通信技術活用法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う次の各号に掲げる登記事項証明書又は登記事項概要証明書の交付の請求(登記官に対し、情報通信技術活用法第7条第1項の規定により情報通信技術活用法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して当該登記事項証明書又は当該登記事項概要証明書に係る電磁的記録を提供することを求める場合に限る。)に関する手数料は、1通につき、それぞれ当該各号に定める額とする。 一 前条第<u>5</u>項第1号の登記事項証明書700円(譲渡に係る動産であつて1個を超えるものに係る登記事項を一括して証明したものについては、700円にその超える個数1個ごとに300円を加算した額) 二 前条第<u>5</u>項第2号の登記事項証明書

	450円（譲渡に係る債権又は質権の目的とされた債権であつて1個を超えるものに係る登記事項を一括して証明したものについては、450円にその超える個数1個ごとに200円を加算した額） 三 前条第4項第3号の登記事項概要証明書 400円 四 前条第4項第4号の登記事項概要証明書 250円 五 前条第5項第1号の登記事項証明書 320円 六 前条第5項第2号の登記事項証明書 240円	450円（譲渡に係る債権又は質権の目的とされた債権であつて1個を超えるものに係る登記事項を一括して証明したものについては、450円にその超える個数1個ごとに200円を加算した額） 三 前条第5項第3号の登記事項概要証明書 400円 四 前条第5項第4号の登記事項概要証明書 250円 五 前条第6項第1号の登記事項証明書 320円 六 前条第6項第2号の登記事項証明書 240円						
682頁 8条	第8条 ① 不動産登記法第131条第1項若しくは第2項、東日本大震災復興特別区域法第73条第1項又は大規模災害からの復興に関する法律第36条第1項の規定による筆界特定の申請についての手数料は、1件につき、対象土地の価額として法務省令で定める方法により算定される額の合計額の2分の1に相当する額に筆界特定によつて通常得られることとなる利益の割合として法務省令で定める割合を乗じて得た額を基礎とし、その額に応じて、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に定めるところにより算出して得た額とする。 <table><tr><td>上欄</td></tr><tr><td>⋮</td></tr><tr><td>基礎となる額が50億<u>万円</u>……部分</td></tr></table> ②～⑤（省略）	上欄	⋮	基礎となる額が50億 <u>万円</u> ……部分	第8条 ① 不動産登記法第131条第1項若しくは第2項、東日本大震災復興特別区域法第73条第1項、<u>大規模災害からの復興に関する法律第36条第1項又は森林経営管理法第47条</u>の規定による筆界特定の申請についての手数料は、1件につき、対象土地の価額として法務省令で定める方法により算定される額の合計額の2分の1に相当する額に筆界特定によつて通常得られることとなる利益の割合として法務省令で定める割合を乗じて得た額を基礎とし、その額に応じて、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に定めるところにより算出して得た額とする。 <table><tr><td>上欄</td></tr><tr><td>⋮</td></tr><tr><td>基礎となる額が50億円……部分</td></tr></table> ②～⑤（省略）	上欄	⋮	基礎となる額が50億円……部分
上欄								
⋮								
基礎となる額が50億 <u>万円</u> ……部分								
上欄								
⋮								
基礎となる額が50億円……部分								
10条	第10条（印鑑証明書の手数料） ① 印鑑の証明書の交付についての手数料は、1件につき450円とする。	第10条（印鑑証明書の手数料） ① 印鑑の証明書の交付についての手数料は、1件につき500円とする。						

	② 前項の規定にかかわらず，情報通信技術活用法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う印鑑の証明書の交付の請求に関する手数料（次項において第3条第<u>6</u>項の規定を準用する場合を除く。）は，1件につき<u>390</u>円（当該印鑑の証明書の送付を求める場合にあつては，<u>410</u>円）とする。 ③ 第3条第<u>6</u>項の規定は，前項の規定による印鑑の証明書の送付を求める場合について準用する。この場合において，同条第<u>6</u>項中「前各項の規定により算出した額」とあるのは，「第10条第2項の額」とする。	② 前項の規定にかかわらず，情報通信技術活用法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う印鑑の証明書の交付の請求に関する手数料（次項において第3条第<u>7</u>項の規定を準用する場合を除く。）は，1件につき<u>420</u>円（当該印鑑の証明書の送付を求める場合にあつては，<u>450</u>円）とする。 ③ 第3条第<u>7</u>項の規定は，前項の規定による印鑑の証明書の送付を求める場合について準用する。この場合において，同条第<u>7</u>項中「前各項の規定により算出した額」とあるのは，「第10条第2項の額」とする。
685頁 18条	第18条（免除） 国又は地方公共団体の職員が，職務上請求する場合には，手数料（第2条第<u>6</u>項から第8項まで，第3条（同条第<u>6</u>項を第10条第3項において準用する場合を含む。），第4条，第7条，第9条<u>及び</u>第10条第2項に規定する手数料を除く。）を納めることを要しない。	第18条（免除） 国又は地方公共団体の職員が，職務上請求する場合には，手数料（第2条第<u>3</u>項及び第7項から第9項まで，第3条（同条第<u>7</u>項を第10条第3項において準用する場合を含む。），第4条，第7条，第9条<u>並びに</u>第10条第2項に規定する手数料を除く。）を納めることを要しない。

農地法

該当頁	改正前	改正後
731頁	第64条 次の各号のいずれかに該当する者は，3年以下の<u>懲役</u>又は300万円以下の罰金に処する。 一～三（省略）	第64条 次の各号のいずれかに該当する者は，3年以下の<u>拘禁刑</u>又は300万円以下の罰金に処する。 一～三（省略）

地方自治法施行令（抄）

該当頁	改正前	改正後
821頁	第11章 補則	第12章 補則

土地収用法（抄）

該当頁	改正前	改正後
855頁 3条	第3条（土地を収用し、又は使用することができる事業） ～二十三（省略） 二十四 国、地方公共団体、<u>国立研究開発法人国立病院機構</u>、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、<u>国立研究開発法人国立国際医療研究センター</u>、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会が設置する病院、療養所、診療所若しくは助産所、地域保健法（昭和22年法律第101号）による保健所若しくは医療法（昭和23年法律第205号）による公的医療機関又は検疫所 二十五～三十四の二（省略） 三十四の三 国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、<u>国立研究開発法人国立成育医</u>	第3条（土地を収用し、又は使用することができる事業） ～二十三（省略） 二十四 国、地方公共団体、<u>独立行政法人国立病院機構</u>、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、<u>国立健康危機管理研究機構</u>、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会が設置する病院、療養所、診療所若しくは助産所、地域保健法（昭和22年法律第101号）による保健所若しくは医療法（昭和23年法律第205号）による公的医療機関又は検疫所 二十五～三十四の二（省略） 三十四の三 国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター <u>又は国立研究開発法人国立長寿</u>

	<u>療研究センター又は国立研究開発法人長寿医療研究センターが高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第13条第1項第1号、第14条第1号、第15条第1号若しくは第3号、第16条第1号若しくは第3号、第17条第1号又は第18条第1号若しくは第2号に掲げる業務の用に供する施設</u> 新 設 追加 三十五（省略）	<u>医療研究センターが高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第13条第1項第1号、第14条第1号、第15条第1号若しくは第3号、第16条第1号又は第17条第1号若しくは第2号に掲げる業務の用に供する施設</u> <u>三十四の四 国立健康危機管理研究機構が国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）第23条第1項第1号、第3号、第5号、第6号、第8号から第10号まで又は第14号に掲げる業務の用に供する施設</u> 三十五（省略）
--	---	---

道路法（抄）

該当頁	改正前	改正後
884頁 1条	新 設 追加	第1条の2 （基本理念） 道路網の整備は、道路が我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展、安全かつ安心して豊かな国民生活の実現並びに自立的で個性豊かな地域社会の形成に重要な役割を果たすものであることに鑑み、道路の脱炭素化の推進等により環境への負荷の低減に配慮しつつ、道路の整備及び管理を効率的かつ効果的に実施し、並びに道路の適正かつ合理的な利用を促進し、併せて道路の防災に関する機能を確保することにより、将来にわたり安全かつ円滑な交通の確保と道路及びその周辺の地域における快適で質の高い生活環境の創出を図ることを旨として、行われなければならない。

土地家屋調査士法

該当頁	改正前	改正後
892頁 5条	第5条（欠格事由） 次に掲げる者は、調査士となる資格を有しない。 一 <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから3年を経過しない者 ※以下（省略）	第5条（欠格事由） 次に掲げる者は、調査士となる資格を有しない。 一 <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから3年を経過しない者 ※以下（省略）
910頁 69条	第69条 調査士となる資格を有しない者が、調査士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして土地家屋調査士名簿に登録させたときは、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。	第69条 調査士となる資格を有しない者が、調査士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして土地家屋調査士名簿に登録させたときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。
71条	第71条 第23条の規定に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。	第71条 第23条の規定に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。
71条の2	第71条の2 ① 第24条の2の規定に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 ②（省略）	第71条の2 ① 第24条の2の規定に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 ②（省略）
72条	第72条 協会が第64条第2項の規定に違反したときは、その違反に係る同項に規定する事務を取り扱い、又は取り扱わせた協会の理事又は職員は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。	第72条 協会が第64条第2項の規定に違反したときは、その違反に係る同項に規定する事務を取り扱い、又は取り扱わせた協会の理事又は職員は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。
73条	第73条 ① 第68条第1項の規定に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に	第73条 ① 第68条第1項の規定に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に

	処する。 ② 協会が第68条第2項の規定に違反したときは、その違反行為をした協会の理事又は職員は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	に処する。 ② 協会が第68条第2項の規定に違反したときは、その違反行為をした協会の理事又は職員は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
--	---	---

不動産登記法

該当頁	改正前	改正後
986頁 25条	第25条（申請の却下） ※～六（省略） 七 申請情報の内容である登記義務者（第65条、第77条、第89条第1項（同条第2項（第95条第2項において準用する場合を含む。）及び第95条第2項において準用する場合を含む。）、第93条（第95条第2項において準用する場合を含む。）又は第110条前段の場合にあつては、登記名義人）の氏名若しくは名称又は住所が登記記録と合致しないとき。 ※以下（省略）	第25条（申請の却下） ※～六（省略） 七 申請情報の内容である登記義務者（第65条、<u>第76条の5</u>、第77条、第89条第1項（同条第2項（第95条第2項において準用する場合を含む。）及び第95条第2項において準用する場合を含む。）、第93条（第95条第2項において準用する場合を含む。）又は第110条前段の場合にあつては、登記名義人）の氏名若しくは名称又は住所が登記記録と合致しないとき。 ※以下（省略）
1022頁 44条 72	第44条（建物の表示に関する登記の登記事項） ※～72（省略） 新設 追加	第44条（建物の表示に関する登記の登記事項） ※～72（省略） <u>72の2 吹抜けに接している壁のない階段部分は、吹抜け部分と一体として不算入とし、それ以外の階段部分は、原則として算入すべきである。吹抜け部分に設置された階段部分の片面が格子手すりである場合（格子手すりとは、柵状のオープン手すりやスケルトン階段等であつて、壁の用をなしていない手すりをいう。）上階床面積に不算入とするのが相当である。建物の床面積については、基本的には壁で囲まれた範囲を床面積として算入することを基本と</u>

		<u>登記)</u> <u>登記官は、所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所について変更があったと認めるべき場合として法務省令で定める場合には、法務省令で定めるところにより、職権で、氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記をすることができる。ただし、当該所有権の登記名義人が自然人であるときは、その申出があるときに限る。</u>
1079頁 80条 10	第80条 (地役権の登記の登記事項等) 【地役権図面の署名捺印】 10 地役権図面の署名又は記名押印は、地役権設定契約締結および登記申請の権限の委任を受けた者が行なってもよい。(昭和44・12・15民事甲2731号回答)	第80条 (地役権の登記の登記事項等) 【地役権図面の署名又は記名押印】 10 地役権図面の署名又は記名押印は、地役権設定契約及び登記申請の権限の委任を受けた者が行ってもよい。(昭和44・12・18民事甲2731号回答)
1086頁 97条	第97条 (信託の登記の登記事項) ① (省略) 一～六 (省略) 七 公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第1条に規定する公益信託であるときは、その旨 ※以下 (省略)	第97条 (信託の登記の登記事項) ① (省略) 一～六 (省略) 七 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)第2条第1項第1号に規定する公益信託であるときは、その旨 ※以下 (省略)
1094頁 119条	新 設 追加	第119条の2 (所有不動産記録証明書の交付等) ① 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、自らが所有権の登記名義人(これに準ずる者として法務省令で定めるものを含む。)として記録されている不動産に係る登記記録に記録されている事項のうち法務省令で定めるもの(記録がないときは、その旨)を証明した書面(以下この条において「所有不動産記録証明書」という。)の交付を請求することができる。 ② 相続人その他の一般承継人は、登記官に対し、手数料を納付して、被承継人に係る所有不動産記録証明書の交付を請求

		することができる。 ③ 前二項の交付の請求は、<u>法務大臣の指定する登記所の登記官に対し、法務省令で定めるところにより、することができる。</u> ④ 前条第3項及び第4項の規定は、<u>所有不動産記録証明書の手数料について準用する。</u>
120条	第120条（地図の写しの交付等） ①②（省略） ③ 前条第3項から第5項までの規定は、地図等について準用する。	第120条（地図の写しの交付等） ①②（省略） ③ <u>第119条第3項から第5項までの規定は、地図等について準用する。</u>
1099頁 128条	第128条（筆界調査委員の欠格事由） ① 次の各号のいずれかに該当する者は、筆界調査委員となることができない。 一 <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	第128条（筆界調査委員の欠格事由） ① 次の各号のいずれかに該当する者は、筆界調査委員となることができない。 一 <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
1117頁 159条	第159条（秘密を漏らした罪） 第152条第2項の規定に違反して登記識別情報の作成又は管理に関する秘密を漏らした者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。	第159条（秘密を漏らした罪） 第152条第2項の規定に違反して登記識別情報の作成又は管理に関する秘密を漏らした者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。
160条	第160条（虚偽の登記名義人確認情報を提供した罪） 第23条第4項第1号（第16条第2項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供をする場合において、虚偽の情報を提供したときは、当該違反行為をした者は、2年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。	第160条（虚偽の登記名義人確認情報を提供した罪） 第23条第4項第1号（第16条第2項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供をする場合において、虚偽の情報を提供したときは、当該違反行為をした者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。
161条	第161条（不正に登記識別情報を取得等した罪） ① 登記簿に不実の記録をさせることとな	第161条（不正に登記識別情報を取得等した罪） ① 登記簿に不実の記録をさせることとな

	る登記の申請又は嘱託の用に供する目的で、登記識別情報を取得した者は、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。情を知って、その情報を提供した者も、同様とする。 ②（省略）	る登記の申請又は嘱託の用に供する目的で、登記識別情報を取得した者は、2年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。情を知って、その情報を提供した者も、同様とする。 ②（省略）
1118頁 164条	第164条（過料） ①（省略） 新 設 追 加	第164条（過料） ①（省略） ② 第76条の5の規定による申請をすべき義務がある者が正当な理由がないのにその申請を怠ったときは、5万円以下の過料に処する。

重要先例

●1323頁中段

「公共嘱託登記司法書士協会等に係る不動産登記事務の取扱い」（昭和60・9・2 民三第5431号依命通知）の前に以下の先例を入れてください。

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う登記事務の取扱いについて（所有権の登記の登記事項の追加関係）

令和6・3・22民二第551号民事局長通達

第1部 本通達の趣旨

本通達は、所有者不明土地の増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、所有者不明土地の発生を予防するとともに、土地の適正な利用及び相続による権利の承継の一層の円滑化を図るための民事基本法制の見直しを内容とする改正法（令和3年法律第24号、令和6年4月1日施行）の施行に伴い、不動産登記事務の取扱い（所有権の登記の登記事項の追加関係）において留意すべき事項を明らかにしたものである。

第2部 所有権の登記の登記事項の追加に関する事務の取扱い

第1 所有権の登記名義人が法人であるときの登記の申請関係

1 所有権の登記の登記事項に追加された事項

- (1) 所有権の登記名義人が法人であるときの所有権の登記の登記事項は、不登法第59条各号に掲げるもののほか、次のアからウまでに掲げる所有権の登記名義人の区分に応じ、当該アからウまでに定める事項とするとされた（新不登法第73条の2第1項第1号、新不登規則第156条の2）。

ア 会社法人等番号を有する法人当該法人の会社法人等番号

イ 会社法人等番号を有しない法人であって、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の法令に準拠して設立されたもの当該外国の名称（以下「設立準拠外国」という。）

ウ 前記ア又はイのいずれにも該当しない法人当該法人の設立の根拠法の名称（以下「設立根拠法」という。）

- (2) 所有権の登記名義人が国、地方公共団体又は相続財産法人であるときは、法人識別事項の登記を要しないものとする。

2 法人識別事項を申請情報の内容としなければならない場合

- (1) 次のア又はイに掲げる登記を申請する場合において、当該ア又はイに定める者が法人であるときは、当該法人の前記1(1)アからウまでに定める事項（以下「法人識別事項」という。）を不登法第18条の申請情報の内容としなければならないとされた（新不登令第3条第11号ト(1)、別表の13の項申請情報欄ホ(1)、23の項申請情報欄ロ、25の項申請情報欄ロ(1)）。

ア 所有権の保存若しくは移転の登記、所有権の登記がない不動産について嘱託によりする所有権の処分の制限の登記、合体による登記等（不登法第49条第1項後段の規定により併せて申請をする所有権の登記があるときに限る。）又は所有権の更正の登記

(その登記によって所有権の登記名義人となる者があるときに限る。) 所有権の登記名義人となる者

イ 所有権の登記名義人の名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記（法人識別事項が既に登記されているときを除く。） 所有権の登記名義人

(2) 前記(1)ア又はイに掲げる登記を申請する場合に申請情報の内容とする法人識別事項は、次の振り合いによるものとする。

ア 会社法人等番号を申請情報の内容とする場合
「会社法人等番号0100-01-123456」

イ 設立準拠法を申請情報の内容とする場合
「設立準拠法何国」

ウ 設立根拠法を申請情報の内容とする場合
「設立根拠法何法」

3・4・5（省略）

第2 所有権の登記名義人が国内に住所を有しないときの登記の申請関係（省略）

第3 所有権の登記の登記事項の追加に伴うその他の登記に係る記録方法等

1 合筆の登記における権利部の記録方法

登記官は、不登規則第106条第1項の場合において、合筆前の甲土地及び乙土地が所有権の登記がある土地であるとき（甲土地又は乙土地に法人識別事項又は国内連絡先事項（以下、〔法人識別事項等〕という。）の登記があるときに限る。）は、乙土地の登記記録の甲区に、旧不登規則第107条第1項により記録しなければならないとされていた事項に加え、当該法人識別事項等を記録しなければならないとされた（新不登規則第107条第1項第3号）。

この場合において、甲土地及び乙土地に同一の所有権の登記名義人についての異なる法人識別事項等の登記があるときは、最後にされた登記に係る法人識別事項等を記録するものとする。

2 合体による登記等

(1) 登記官は、不登規則第120条第1項前段の場合において、表題登記をしたとき（合体前の建物に法人識別事項等の登記があるときに限る。）は、当該合体後の建物の登記記録の甲区に、旧不登規則第120条第2項により記録しなければならないとされていた事項に加え、当該法人識別事項等を記録しなければならないとされた（新不登規則第120条第2項第3号）。

この場合において、合体前の建物に同一の所有権の登記名義人についての異なる法人識別事項等の登記があるときは、最後にされた登記に係る法人識別事項等を記録するものとする。

(2) 登記官は、不登法第49条第1項後段の規定により併せて所有権の登記の申請があった場合において、当該申請に基づく所有権の登記をするときは、旧不登規則第120条第3項により記録しなければならないとされていた事項に加え、法人識別事項及び国内連絡先事項を記録しなければならないとされた（新不登規則第120条第3項）。

この場合において、合体前の建物に同一の所有権の登記名義人についての異なる法人識別事項等の登記があるときは、最後にされた登記に係る法人識別事項等を記録するものとする。

なお、この場合に記録する法人識別事項及び国内連絡先事項は、前記第1の2(1)ア及び第2の2(1)アにより申請情報として提供されることとなる。

3 敷地権の登記の抹消

登記官は、不登規則第124条第1項前段の場合には、同項の土地の登記記録の権利部の相当区に、旧不登規則第124条第2項により記録しなければならないとされていた事項に加え、敷地権であった所有権の登記名義人の法人識別事項等の登記があるときは当該法人識別事項等を記録しなければならないとされた（新不登規則第124条第2項）。

この場合において、同一の所有権の登記名義人についての異なる法人識別事項等の登記があるときは、最後にされた法人識別事項等を記録するものとする。

4 建物の分割の登記における権利部の記録方法

登記官は、分割前の建物について現に効力を有する所有権の登記がされた後当該分割に係る附属建物の新築による当該分割前の建物の表題部の登記事項に関する変更の登記がされていたときは、不登規則第128条第1項において準用する不登規則第102条の規定により当該所有権の登記を転写することに代えて、乙建物の登記記録の甲区に、旧不登規則第128条第2項の規定により記録しなければならないとされていた事項に加え、甲建物に法人識別事項等の登記があるときは当該法人識別事項等を記録しなければならないとされた（新不登規則第128条第2項第3号）。

5 表題登記がない不動産についてする所有権の保存の登記

登記官は、所有権の登記がない不動産について嘱託による所有権の処分の制限の登記をするときは、登記記録の甲区に、旧不登規則第157条第3項により記録しなければならないとされていた事項に加え、法人識別事項及び国内連絡先事項を記録しなければならないとされた（新不登規則第157条第3項）。

なお、この場合に記録する法人識別事項及び国内連絡先事項は、前記第1の2(1)ア又は第2の2(1)アにより申請情報として提供されることとなる。

6 換地に係る登記

登記官は、土地改良登記令（昭和26年政令第146号）第13条第1項又は土地区画整理登記令（昭和30年政令第221号）第11条第1項による登記をする場合において、従前の土地の登記記録に法人識別事項等の登記があるときは、換地の登記記録に前記1の例により当該法人識別事項等を記録するものとする。

第4 所有権の登記の登記事項の追加に伴う登記事項の証明等の方法

1 所有者証明書の記載事項

所有者証明書の記載事項は、旧不登規則第196条第1項第4号に掲げられていた事項に加え、登記記録に記録されている現在の所有権の登記名義人の法人識別事項とするとされた（新不登規則第196条第1項第4号）。

2 登記事項要約書の記載事項

登記事項要約書は、旧不登規則第198条第1項により記載するものとされていた事項に加え、所有権の登記名義人の法人識別事項を記載して作成するものとしてとされた（新不登規則第198条第1項）。

第5 関係法令の改正等（省略）

第6 経過措置（省略）

（参考）

□外国に住所を有する外国人又は法人が所有権の登記名義人となる登記の申請をする場合の住所証

明情報の取扱いについて

令和5年12月15日民二第1596号民事局長通達

第1 外国に住所を有する外国人が所有権の登記名義人となる登記の申請をする場合

1 外国に住所を有する外国人が所有権の登記名義人となる登記の申請をする場合の当該登記名義人となる者の住所証明情報については、次の(1)又は(2)のいずれかとするものとする。

(1) 登記名義人となる者の本国又は居住国（本国又は居住国の州その他の地域を含む。以下「本国等」という。）の政府（本国等の領事を含み、公証人を除く。以下「本国等政府」という。）の作成に係る住所を証明する書面（これと同視できるものを含む。）

(2) 登記名義人となる者の本国等の公証人の作成に係る住所を証明する書面及び次のア又はイに掲げる区分に応じ当該ア又はイに定める書面

ア 登記名義人となる者が旅券を所持しているとき次の要件を満たす旅券の写し

(イ) 当該住所を証明する書面が作成された日又は当該申請の受付の日において有効な旅券の写しであること。

(イ) 登記名義人となる者の氏名並びに有効期間の記載及び写真の表示のあるページの写しが含まれていること。

(イ) 当該住所を証明する書面と一体となっていない旅券の写しにあっては、原本と相違がない旨の記載及び登記名義人となる者の署名又は記名押印がされていること。

イ 登記名義人となる者が旅券を所持していないとき登記名義人となる者の作成に係る旅券を所持していない旨の上申書及び登記名義人となる者の本国等政府の作成に係る書面又は電磁的記録（以下「書面等」という。）の写し等（写し又は電磁的記録の内容を書面に出力したものをいう。以下同じ。）であって、次の要件を満たすもの

(イ) 登記名義人となる者の氏名の記載又は記録がある書面等の写し等であること。

(イ) 当該住所を証明する書面が作成された日又は当該申請の受付の日において有効な書面等の写し等であること。

(イ) 当該住所を証明する書面と一体となっていない書面等の写し等にあっては、原本と相違がない旨の記載及び登記名義人となる者の署名又は記名押印がされていること。

2 前記1(2)にかかわらず、所有権の登記名義人となる者の本国等の法制上の理由等のやむを得ない事情から、登記名義人となる者の本国等の公証人の作成に係る住所を証明する書面を取得することができないときは、日本の公証人の作成に係る住所を証明する書面等（登記名義人となる者がその住所が真実であることを宣誓した書面等について、公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項又は第62条ノ6第2項（令和5年法律第53号による改正後の公証人法第53条第1項又は第59条第3項）の規定に基づく認証がされたものをいう。）並びに次のア及びイに掲げる書面を住所証明情報とすることができるものとする。

ア 前記1(2)アに定める書面

イ 登記名義人となる者の作成に係る本国等の公証人の作成に係る住所を証明する書面を取得することができない旨の上申書

3 登記所に提供する前記1又は2の情報のうち、外国語で作成されたものについては、その訳文を添付しなければならない。

第2 外国に住所を有する法人が所有権の登記名義人となる登記の申請をする場合

1 外国に住所を有する法人が所有権の登記名義人となる登記の申請をする場合の当該登記名義

人となる者の住所証明情報については、次の(1)又は(2)のいずれかとするものとする。

(1) 登記名義人となる者の設立に当たって準拠した法令を制定した国(州その他の地域を含む。以下「設立準拠法国」という。)の政府(設立準拠法国の領事を含み、公証人を除く。以下「設立準拠法国政府」という。)の作成に係る住所を証明する書面(これと同視できるものを含む。)

(2) 登記名義人となる者の設立準拠法国の公証人の作成に係る住所を証明する書面及び登記名義人となる者の設立準拠法国政府の作成に係る書面等の写し等であって、次の要件を満たすもの

ア 登記名義人となる者の名称の記載又は記録がある書面等の写し等であること。

イ 当該住所を証明する書面が作成された日又は当該申請の受付の日において有効な書面等の写し等であること。

ウ 当該住所を証明する書面と一体となっていない書面等の写し等にあつては、原本と相違がない旨の記載及び登記名義人となる者の代表者その他の当該住所を証明する書面の作成に当たって宣誓供述を行う権限のある者(以下「代表者等」という。)の署名又は記名押印がされていること。

2 前記1(2)にかかわらず、所有権の登記名義人となる者の設立準拠法国の法制上の理由等のやむを得ない事情から、登記名義人となる者の設立準拠法国の公証人の作成に係る住所を証明する書面を取得することができないときは、登記名義人となる者の代表者等の本国等の公証人の作成に係る住所を証明する書面又は日本の公証人の作成に係る住所を証明する書面等(当該代表者等がその住所が真実であることを宣誓した書面等について、公証人法第58条ノ2第1項又は第62条ノ6第2項(令和5年法律第53号による改正後の公証人法第53条第1項又は第59条第3項)の規定に基づく認証がされたものをいう。)並びに次のア及びイに掲げる書面を住所証明情報とすることができるものとする。

ア 登記名義人となる者の設立準拠法国政府の作成に係る書面等の写し等であつて、前記1(2)アからウまでの要件を満たすもの

イ 当該代表者等の作成に係る設立準拠法国の公証人の作成に係る住所を証明する書面を取得することができない旨の上申書

3 登記所に提供する前記1又は2の情報のうち、外国語で作成されたものについては、その訳文を添付しなければならない。

令和7年版
土地家屋調査士六法
追録Ⅱ

令和8年8月29日 発行
東京法経学院

〒162-0845

東京都新宿区市谷本村町3-22
ナカバビル1F

（著作権所有）
（不許複製）

7304092-2608